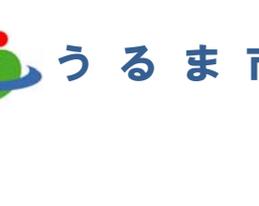
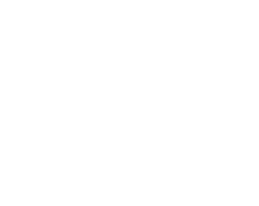




# うるま市景観計画 (原案)

アガイティータのまち“うるま”  
～自然が華やぎ歴史が薫る、朝陽に輝くまち～



平成 22 年 11 月



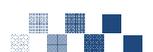
うるま市



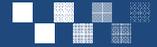


# 目次

1. 策定方針	1
1) 景観計画策定の背景と目的	1
2) 景観計画の位置づけ	2
3) 計画の体系	3
4) 計画期間	4
5) 策定体制	4
2. 景観の特性と課題	5
1) 景観特性と景観資源	5
2) 景観づくりの課題	31
3. 景観づくりの区域	37
4. 景観づくりの方針	38
1) 目標	38
2) 全体方針	39
3) エリア別方針	45
4) 類型別方針	52
5) 骨格別方針	58
6) 重点景観地区の方針	65
5. 景観づくりの基準	67
1) 基準設定の考え方	67
2) 一般地域の基準	68
3) 屋外広告物の誘導基準	95
6. 景観づくりのその他の方針	97
1) 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針	97
2) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲示する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	98
3) 景観重要公共施設の整備に関する事項及び良好な景観形成に必要な基準	98
4) 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	99
7. 景観づくりの推進に向けて	100
1) 市民、事業者等の景観づくりの意識醸成・活動推進のための仕組みづくり	100
2) 地域特性に合った景観づくりの誘導方策	101
3) 景観計画の実現に向けた行動計画の作成	102
4) 景観計画推進の体制づくり	102
参考資料	104
1) 用語集	104
2) 写真の出典	106



# 1. 策定方針



## 1) 景観計画策定の背景と目的

沖縄県は、我が国唯一の亜熱帯海洋性気候の下に形成された特有の自然環境や東アジア、東南アジア諸国との交流によってはぐくまれてきた歴史・文化がもたらす我が国でも独特の県土景観を有しています。その沖縄県の中でも本市は、“珊瑚の島”の意味を持つ「うるま」、その名の通り本市には美しい海、島嶼の自然、世界遺産の勝連城跡に代表される歴史文化遺産など、多彩で特色ある美しい景観が数多くあります。

先人たちが作り、守り、育ててきた美しいうるまの景観は、私たちの生活にうるおいと安らぎを与え、郷土に対する誇りと愛着を育てる市民共有の財産です。また、美しい景観は、先人たちが自然と共生する営みの中で作りあげてきた大切なものであり、後世へと引き継ぐべき貴重な財産でもあります。この優れた景観を新しい時代に生かしながら次代に引き継いでいくとともに、その時代にふさわしい新たな景観を創造することは、現代に生きる我々市民一人一人の責務です。

本土復帰後、社会資本や都市・地域の整備が進められ、我々を取り巻く環境も変化し、市民生活も飛躍的に向上しました。しかし一方で、急速な社会資本の整備をはじめとする様々な開発が進められたことで、守るべき美しい景観が失われつつあるのも事実です。美しい海や山並みへの眺望を阻害する建築物等の立地、歴史・文化遺産周辺や郊外部での無秩序な開発、まちにうるおいと安らぎをもたらす緑地の喪失、伝統的な家屋、屋敷林や石垣などの喪失など、検討すべき課題が多くあります。

我が国では、平成15年7月に国土交通省により「美しい国づくり政策大綱」が示され、平成16年6月に「景観法」が制定されたことにより、国をあげて景観形成に取り組む方向性や制度的な枠組みが整えられてきています。県内においても沖縄県や各市町村において積極的な景観づくりの取組が進められてきています。

このような背景から、本市は平成21年10月に景観法に基づく景観行政団体となり、多彩で美しいうるまの景観を保全・創出し、将来の世代にわたり「住んでよし、訪れてよし」の美しい景観まちづくりに取り組むことになりました。そのため、景観法に基づく「うるま市景観計画」を策定し景観施策を推進していきます。景観計画では、市民、事業者、行政等それぞれの主体が景観づくりを進める上で共有できる、目標や方向性を示すとともに、地域の景観と調和した適正な整備・開発を誘導するルールを示し、市民、事業者、行政等がそれぞれの役割のもと、協働により計画的、実効的な景観づくりを進めていきます。



美しい緑(ピオスの丘)

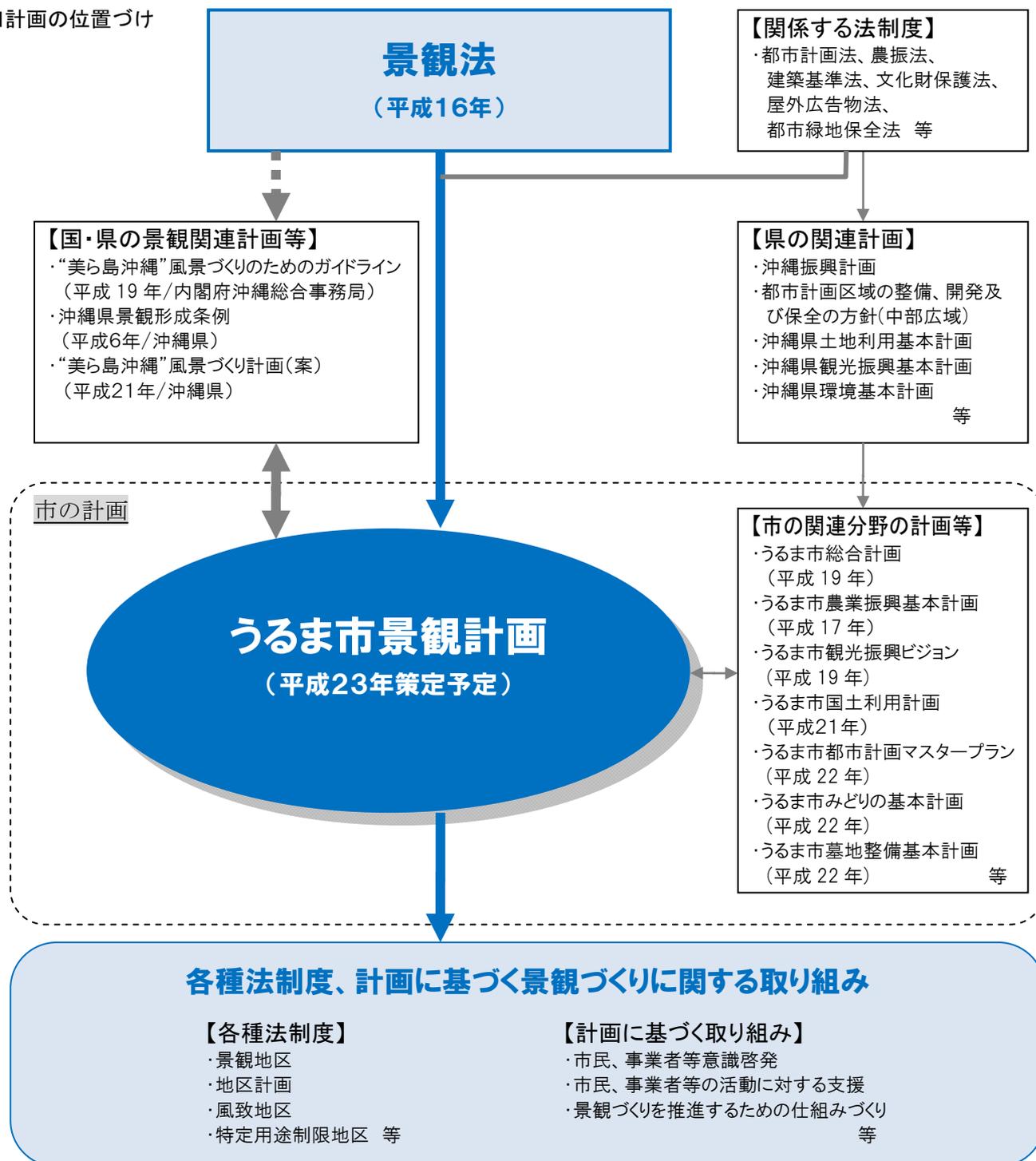


開発が進む市街地(高江洲地区)

## 2) 景観計画の位置づけ

本計画は、景観法第8条に基づく景観計画として策定します。また、沖縄県が策定した「“美ら島沖縄”風景づくり計画(案)」との整合・調整を図ります。さらに、本計画は、本市の上位計画である「うるま市総合計画」に即するとともに、市や県の関連分野の計画や法制度等と連携・調整を図ります。

### ■ 計画の位置づけ





### 3) 計画の体系

#### 1. 計画の考え方

#### 2. 景観の特性と課題

#### 3. 景観づくりの区域(景観計画の区域(第8条2の1))

○景観づくりの区域=うるま市全域(周辺の海域含む)

■一般地域

区分①エリア別

区分②類型別

区分③骨格別

+

■重点景観地区

#### 4. 景観づくりの方針(良好な景観形成に関する方針(第8条の2の2))

1) 目標

2) 全体方針

きづく

まもる

つくる

そだてる

いかす

3) エリア別方針

石川

具志川

与勝半島

海中道路周辺

島嶼

4) 類型別方針

海・河川

緑・農地・集落

商業地

住宅地

工業・大規模施設用地

軍用地

5) 骨格別方針

拠点

- ・シンボル景観拠点
- ・眺望拠点
- ・街並み創造拠点
- ・伝統的集落保全拠点

軸

- ・環金武湾景観軸
- ・環中城湾景観軸
- ・グスクロード
- ・あやはしパールライン
- ・緑の骨格軸

+

6) 重点景観地区の方針

勝連城跡及び  
海中道路周辺

浜比嘉島

宮城島

伊計島

安慶名

#### 5. 景観づくりの基準(良好な景観形成に関する行為の制限(第8条2の3))

1) 一般地域の基準(共通・類型別)

2) 重点景観地区の基準

#### 6. 景観づくりのその他の方針(良好な景観形成に関するその他の方針(第8条2の4、5イ~ニ))

- 1) 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針
- 2) 景観重要公共施設の整備に関する事項及び良好な景観形成に必要な基準
- 3) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲示する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- 4) 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

#### 7. 景観づくりの推進に向けて

- 1) 市民、事業者等の景観づくりの意識醸成・活動推進のための仕組みづくり
- 2) 地域特性に合った景観づくりの誘導方策

## 4) 計画期間

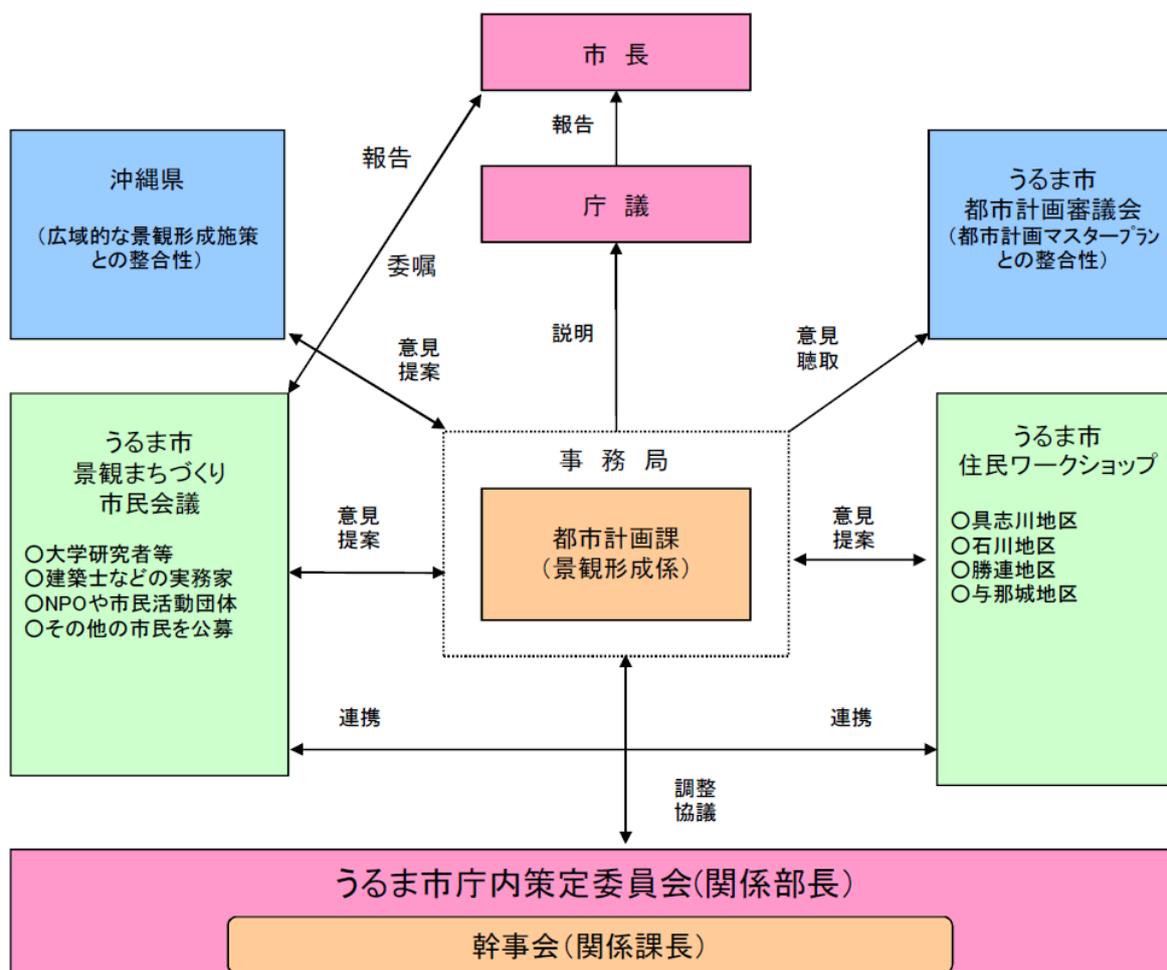
本計画は、長期的な景観づくりの考え方・方向性等を示すものですが、社会動向の変化等により、目指すべき将来像に変更が生じる可能性があります。そのため、まちづくり分野の上位計画である都市計画マスタープランの計画年次とあわせた概ね20年間とします。

また、景観計画の策定をきっかけに本格的な景観づくりを始める本市においては、景観づくりを牽引する取り組みが必要です。そのため、本計画において行動計画(リーディングプロジェクト)等の位置づけにより、積極的・継続的な景観づくりを進めます。

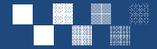
## 5) 策定体制

市民、事業者、専門家、行政等のそれぞれの主体が自ら役割を認識し、相互に連携・協力しながら計画づくりを進めるため、策定時においても市民・庁内組織のそれぞれの役割を明確にして取り組みます。また、策定に当たっては、県や国等の関係機関に対して本市の景観づくりへの理解と協力を得られるよう、積極的に調整を図ります。

### ■ 検討体制



## 2. 景観の特性と課題



### 1) 景観特性と景観資源

平成17年4月1日に石川市、具志川市、勝連町、与那城町のそれぞれに固有の歴史的背景・地形的特徴を持つ2市2町が合併して誕生した本市は、都市的景観から自然景観に至るまで実に多彩な景観を有しています。

本計画では、本市の景観を「眺望景観」、「自然景観」、「歴史景観」、「くらしの景観」の4つに類型化し、それぞれの景観の特徴について市民から寄せられた景観資源をもとに整理しました。

#### 眺望景観



世界遺産である  
勝連城跡の眺望



高台からの眺望



海・島のある眺望

#### 自然景観



海・海岸・干潟



河川・ダム



緑地・稜線



まちなかの木・花

#### 歴史景観



先史時代



古琉球時代



近世・近代



戦中・戦後

#### くらし景観



集落



市街地



なりわい  
(農・漁・工・商)



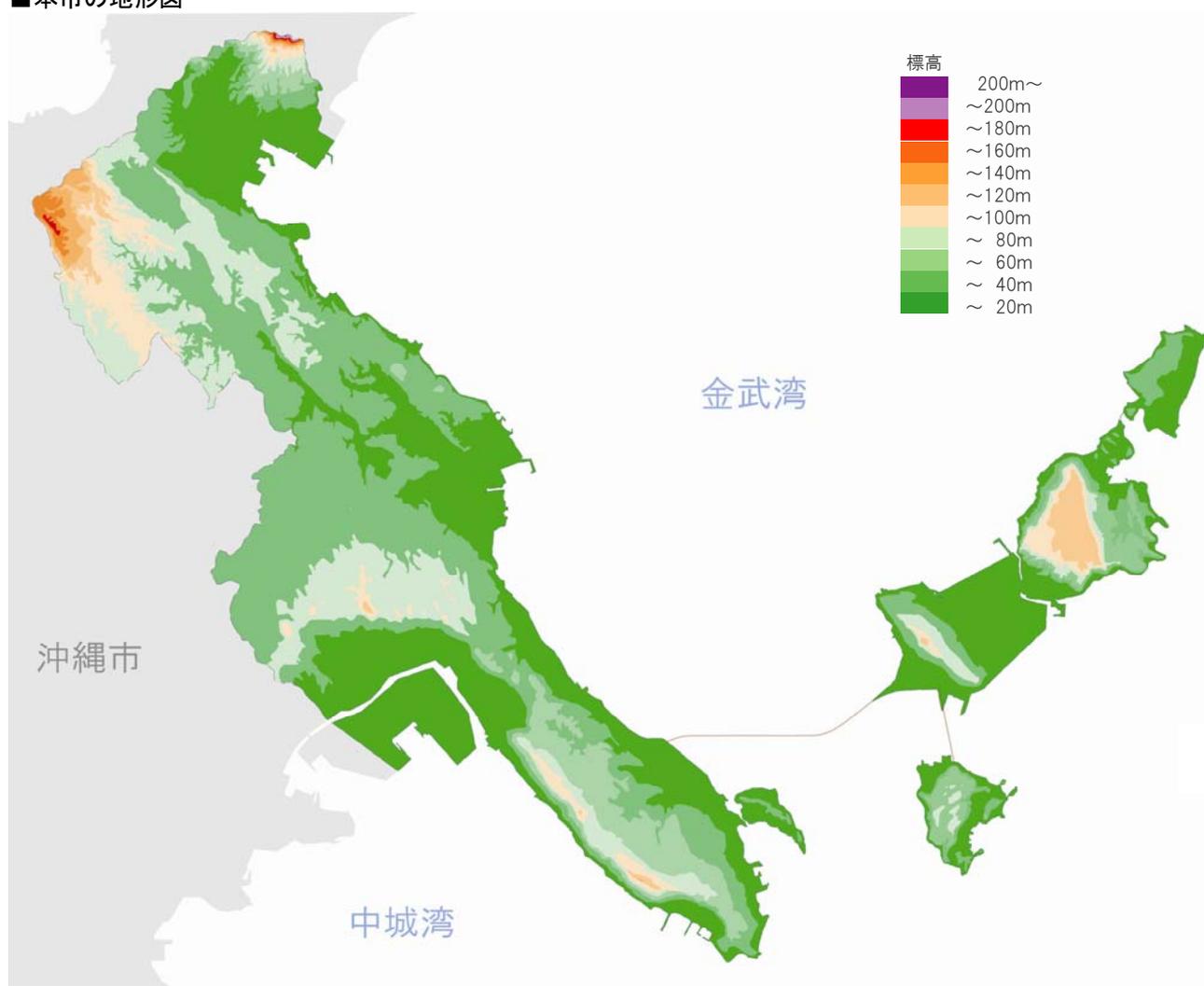
伝統・芸能・まつり

## ①眺望景観

本市の地形は斜面地や丘陵地が多く、多くの場所から街並みや海・緑への眺望を楽しむことができます。また、東に金武湾、南に中城湾の両湾に接し、東南に伸びる半島部の北方および東方海上には、有人・無人を含めて8つの島々があり、このうち5つの島は海中道路や橋によって結ばれています。こうした変化に富んだ地形が本市の多彩な眺望を生み出すもととなっています。

また、沖縄本島の東海岸に位置することから、水平線のかなたから美しい朝日が昇る眺望は本市を代表する重要な景観となっています。

### ■本市の地形図





## ■世界遺産である勝連城跡の眺望

平成12年12月に「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として世界遺産に登録された勝連城跡は、世界遺産としての価値はもとより、沖縄の精神文化や歴史的資源の関係性、物語性を体感する上でも大切な資源です。その勝連城跡からは金武湾から中城湾まで一望できる360°の大パノラマが広がり、訪れる人々の心を魅了してやみません。



勝連城跡からの眺望(海中道路方面)



勝連城跡からの眺望(屋慶名方面)



勝連城跡からの眺望(照間方面)



県道16号線(勝連城跡手前)



勝連城跡からの眺望(南風原集落方面)



海中道路から見た勝連城跡



勝連城跡からの眺望(沖縄市方面)



新夢咲公園から見た勝連城跡

## ■ 高台からの眺望

変化に富んだ地形を持つ本市は、眺望点となる高台が数多く存在し、その高台から望む多彩な魅力を持つ眺望が重要な景観資源となっています。



石川高原展望台からの眺望



ココガーデンリゾートオキナワからの眺望



石川岳



国道 329 バイパス(トンネル出口)



伊波城跡からの眺望



沖縄自動車道からの眺望(石川)



うるま市民の森公園



安慶名城跡からの眺望



野鳥の森公園(展望台)



平敷屋タキノーからの眺望



喜屋武マープ公園からの眺望



サンエー与勝シティ裏の駐車場からの眺望



上江洲古島遺跡からの眺望



与勝の高台からの眺望





## ■海・島のある眺望

2つの湾と8つの島嶼に囲まれた本市は、沖縄本島や各島嶼から眺める海や島のある眺望が重要な景観資源となっています。



海中道路からの眺望



具志川ビーチからの眺望



南栄通りからの景色



与勝半島西側海沿いの道から海への眺望



石川から離島への眺望



比嘉グスクからの眺望



石川消防署前から海への眺望



浜比嘉大橋からの眺望



津堅島の展望台からの眺望



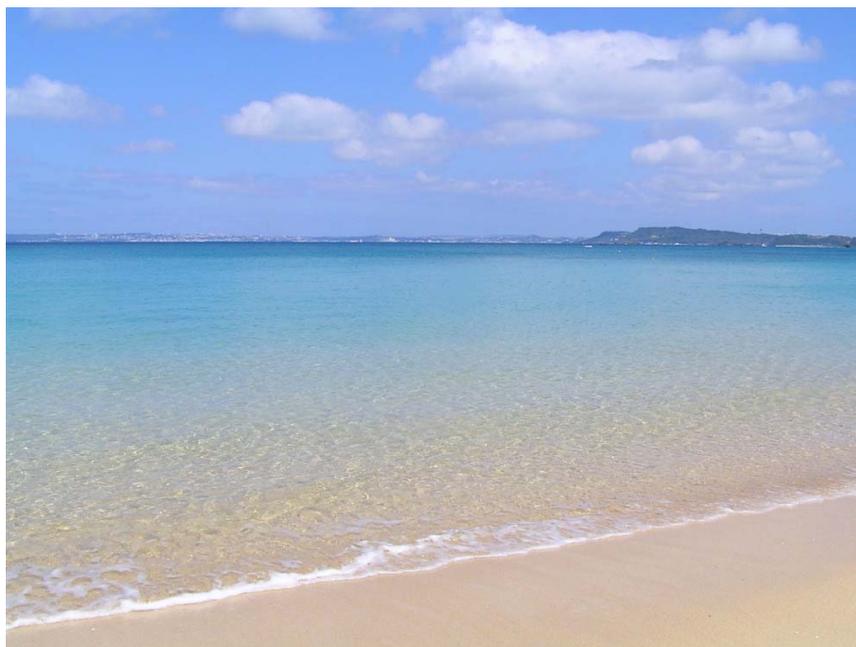
平安座島の与佐次河と周辺の高台からの眺望



シヌグ堂バンタ(崖)からの眺望



屋慶名展望台



津堅島の砂浜からの眺望



宮城島の上原から海への眺望



与那城防空監視哨からの眺望



伊計大橋



湾岸道路(県道 37 号線)



宮城島の県営農道



ワイトウイから海への眺望(勝連)



伊計土地改良の眺望



ホテル浜比嘉からの眺望



伊計島灯台



宮城島西側の道路からの眺望





## ②自然景観

本市は、亜熱帯海洋性気候の下、年間を通して温暖で、貴重な動植物が生息・生育する緑豊かな自然を有します。その一方、台風常襲地帯として時として厳しい自然と対峙してきました。このような豊かで厳しい自然は、本市で暮らす私たちの生活の原点であり、故郷を思い起こさせる原風景として私たちの心の中に強く刻まれています。

### ■海・海岸・干潟

珊瑚の島の意味を持つ「うるま」。その名の通り本市には、エメラルドグリーンに輝く海、白い砂浜が広がる自然海岸、人々の暮らしと密接なつながりがある干潟といった美しい海の景観があります。



海中道路及びロードパーク、海の駅あやし館



昆布ビーチ



天願栈橋



石川ビーチ



石川海岸



宇堅ビーチ



具志川ビーチ



浜の防風林(浜比嘉島)



与勝半島西側の海岸



ムルク浜(浜比嘉島)



平敷屋海岸



照間海岸





浜の人工ビーチ(浜比嘉島)



屋慶名海峡



藪地島



ウクヌ浜(宮城島)



平宮の防波堤(平安座島)



トンナハビーチ(宮城島)



トマイビーチ(津堅島)



伊計ビーチ(伊計島)



津堅島の砂浜



大泊ビーチ(伊計島)



ピックタイムリゾート伊計島



海中道路から見るキノコ岩群



平安座島から見るナンザ岩



海中道路から見る西側の岩



イツクマの浜(伊計島)

## ■河川・ダム・水辺

本市には、石川川、天願川をはじめとした河川や、ダム、各地に点在するカーなどの水辺空間があります。それらは、人々の生活を支える水源としての役割だけでなく、人々が集い、心にうるおいや和みを与える重要な場所となっています。



石川川



天願川



石川ダム



田場ガー



倉敷ダム



具志川小裏のカー(アカザンガー、ナクガー)



山城ダム



平安名大川水



伊計島の犬名河



宮城島のヤンガー



## ■ 緑地・稜線

本市には、海岸沿いや斜面地、丘陵地を中心に「生物の宝庫」ともいえる多くの緑地と稜線があり、自然の豊かさを感じられる景観を生み出す重要な資源となっています。



石川の丘陵の緑



世栄津の森(石川)



上江洲ピラ



野外レクセンター



野鳥の森(展望台)



天願米軍基地



下原と高台の間の斜面緑地



浜比嘉島



津堅島



宮城島



藪地洞窟遺跡(ガマ)



宮城中央公園



平安座島のウフバンタ



伊計島



平安座西公園

## ■まちなかの木・花

まちなかにある木・花は、時には台風などから生活をまもり、時には華やかな姿で生活に彩りとうるおいを与え、時には信仰の対象として地域のシンボルともなっています。



具志川商業高校前の街路



フクギ通り(石川)



もくまおう並木(石川)



イッペイ通り(石川)



旧市街地のフクギ(石川)



桜並木(具志川)



クロキ並木(石川)



県道 85 号線(具志川高校前)



県道 36 号線バイパス(北インター向け)の道路並木



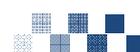
ガジュマルの大木(浜比嘉)



馬場のホーヤー木(勝連)



平安座シヌグモーのクワディーサー





### ③歴史景観

本市には、国内外から影響を受けて形成された固有の歴史的背景があります。中国や日本本土との交易が盛んだったグスク時代、アメリカの影響を受けた戦後など、それぞれの時代の痕跡が、各地に残る史跡や私たちの生活の中に今なお息づいています。こうした歴史を感じられる景観も本市の重要な景観資源となっています。

#### ■先史時代

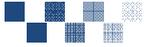
本市には、琉球縄文貝塚の中でも大規模なものといわれ、南島の先史文化を考える上で貴重な資料となっている伊波貝塚や、伊計島のほぼ中央にある貝塚時代中期の集落跡である仲原遺跡をはじめとする先史時代の史跡が市内各所に残されています。こうした先史時代を生きた先人たちの暮らしぶりを伝える史跡等も本市の歴史景観を彩る重要な要素となっています。



伊波貝塚



仲原遺跡



## ■古琉球時代

本市には、古琉球時代に建てられたとみられる20余りのグスクがあります。特に、世界遺産に登録された勝連城跡は、歴史上著名な阿麻和利の居城として琉球史に大きな影響を与えた城跡であり、沖縄最古の歌謡集「おもろそうし」には、京や鎌倉に称されるほど栄えていたといわれています。それぞれのグスクには言い伝えがあり、今なお往時の様子を伝える重要な資源となっています。

### ■グスクの位置



勝連城跡



安慶名城跡



伊波城跡



喜屋武グスク



具志川グスク



兼箇段グスク



平安座西グスク



江洲グスク



比嘉グスク



泊グスク



伊計グスク



南グスク



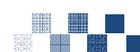
野グスク



クボウグスク



伊波按司の墓





## ■近世・近代

近世になると、間切（まぎり）によって行政区域が定められ、各間切を統治する役所として番所が設置されました。そして首里王府と番所を結ぶための街道として「宿道」が整備され、多くの人々が行き交ったと言われています。当時の面影を残す史跡や道筋等はほとんど残されていませんが、大田坂など一部で残されている史跡は往時をしのぶ貴重な資源となっています。



うふたひら  
大田坂(具志川)



ワイトウイ(勝連)

## ■ 戦中・戦後

本市は、太平洋戦争において大きな被害を受けました。その傷跡や戦後復興の名残りが各地に残されています。例えば、戦中戦後において、米軍により設置された難民収容所や琉球政府の前身である沖縄諮詢委員会、民政府設置など戦中戦後の沖縄政治・経済の中心地として発展した旧石川市の旧市街地（旧石川市の市街地の特長である碁盤目状の街並みはこのころ形成されました）などがあります。こうした戦争の記憶を残す史跡や街並みも後世に伝えるべき重要な資源であると考えます。



サーターヤの煙突(勝連)



石川部落事務所



与那城防空監視哨



藪地洞穴遺跡



## ④くらし景観

自然環境や歴史的背景を受け入れつつ、長年にわたり営まれてきた人々の生活が積み重なり、集落や市街地の街並み、または無形の祭りや地域の行事といった形で今も地域に息づいています。また、この上に今を生きる私たちの生活や活動があいまって、今の本市特有のくらし景観が形成されています。古いものをまもりつつ、新しいものと融合した現代のくらしそのものが本市の重要な景観資源の一つとなっています。

### ■集落

自然の恵みに感謝し自然の厳しさを受け入れ、自然とともに生きてきた伝統的な集落景観が市内各地に姿を残しています。瓦葺き屋根や石垣、屋敷を囲うフクギなど集落景観を特徴づけている要素は、自然とともに生きてきた先人たちの知恵の結晶であると言えます。



比嘉集落



浜集落



上原集落



宮城集落



池味集落



伊計集落



田場・大田集落



桃原集落



上江洲集落



山城集落



天願集落



楚南集落



具志川集落



南風原集落



平敷屋集落



屋慶名集落



ガーラ砦(勝連)



伊波集落・嘉手苅観音堂(石川)

## ■市街地

本市においては、市街地整備の進展や建築様式や工法の変化等により、現代的な雰囲気を持つ市街地景観の割合が増えつつあります。こうした市街地景観については、今を生きる私たちの暮らしを映し出すものとして、後世の人々により良い形で受け継げるよう、街並みを計画的につくることが求められています。



安慶名地区



石川公園



外人住宅周辺(昆布集落周辺)



市役所本庁舎



うるま市中央図書館



新夢咲公園(具志川)



藪地島手前の道



シートピア(勝連)



与那城の中心の通り



石川の碁盤目状のまち





## ■なりわい・産業（農・漁・工・商の景観）

農業、漁業、工業、商業など、市民の生活や活動を支える生業（なりわい）・産業の景観は重要な景観資源の一つです。特に、農業・漁業は、そこに暮らす人々が自然の風土と共存しつつ長い年月をかけて育んできた営みの姿であり、地域の原風景を思い起こさせる風土景観として市民からも愛されています。



兼箇段のキク畑



下原地域(前原、高江洲、豊原、塩屋、川田)の農業景観



照間のイグサ(ピーグ)畑



山城の茶畑



与勝半島西側のサトウキビ畑



津堅島の土地改良区



宮城島の土地改良区



伊計漁港



伊計島の土地改良区



石川火力発電所



石川港



具志川火力発電所



与那城町漁協



州崎FTZ



平宮の石油基地



安慶名地区



製糖工場



安慶名地区安慶名十字路から市役所までの通り



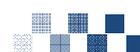
石油企業のシーバース



県道8号(与那城)



ぬちまーす





## ■ 伝統・芸能・まつり

伝統的な行事、芸能、まつりなども、生活と密着した風物詩として、うるまらしさを彩る重要な景観の一つです。例えば、闘牛・エイサーなどが代表的です。本市は闘牛のメッカで、沖縄一の規模を誇る安慶名闘牛場や石川多目的ドームなどで、春、秋の全島闘牛大会等が開催され、盛況を呈しています。また、エイサーは青年男女が各地域をまわりながら、先祖の霊をなぐさめる勇壮な踊りで、毎年旧盆におこなわれています。特に勝連平敷屋、与那城屋慶名、具志川赤野のエイサーは県下でも有名で、旧盆の時期には近隣市町村からの見学者で賑わいます。また、屋慶名、平敷屋エイサーは「日本の音風景百選」にも認定されています。



安慶名闘牛場



エイサーなどの祭事(写真は屋慶名エイサー)



肝高の阿麻和利の舞台



平敷屋ヒツチャマー



シルミチュー



浜千鳥の歌碑



アマミチューの墓



シヌグ堂(東の御嶽)



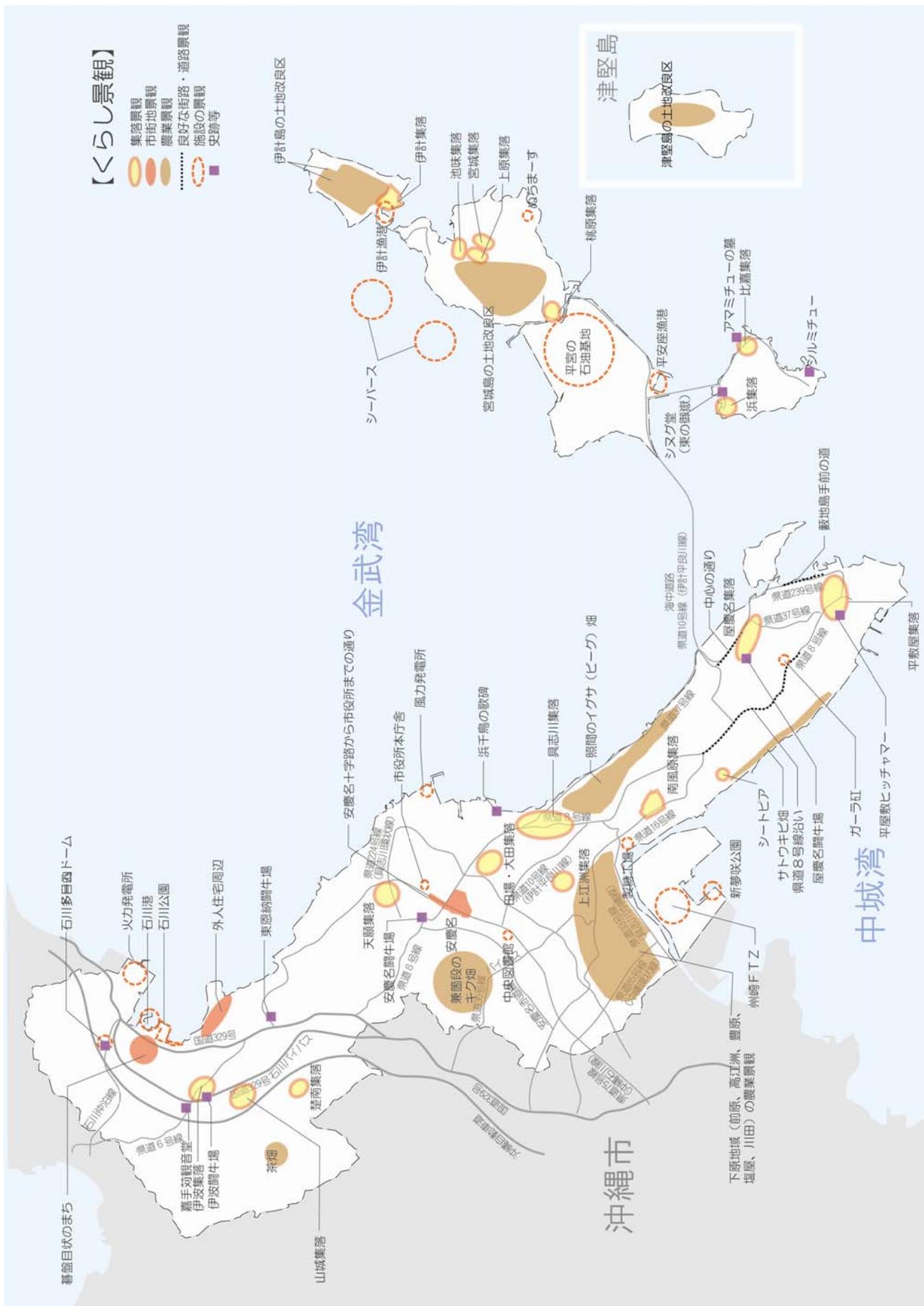
東恩納闘牛場



屋慶名闘牛場



石川多目的ドーム





## 2) 景観づくりの課題

### ①用途地域未指定区域での開発の規制・誘導



下原の斜面地 開発が進み、緑の稜線の乱れが目立っています



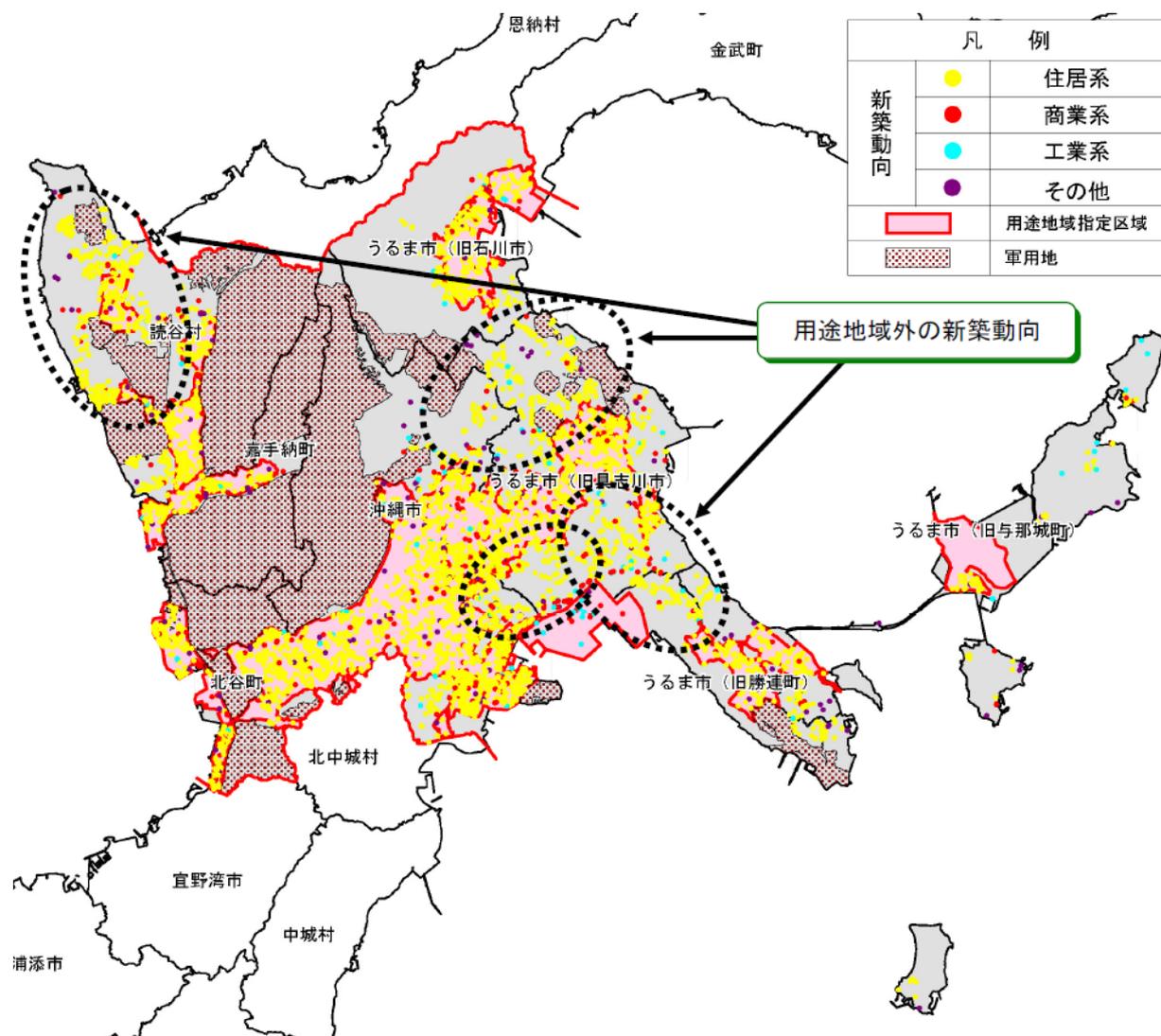
世界遺産である勝連城跡の周辺でも市街化が進んでいます。向かいの高台に工物が目立っています

本市は、市域全域が都市計画区域内ですが、その 76.8%が用途地域未指定区域（以下、「未指定地域」という）です。未指定区域は、用途地域内に比べて規制が緩いため、建築・開発行為に対する誘導が難しいという問題を抱えています。

近年、本市においては、用途地域の縁辺部の未指定地域である昆布、下原地域、平安名・内間等で建築・開発行為が増えています（次ページの図参照）。未指定地域での建築・開発行為は、まとまった緑地や農地で無秩序に行われることが多く、本市の重要な景観特性である自然・田園景観への影響が懸念されます。更に最近の動向としては、見晴らしの良い高台や斜面地、海沿いへの高層建築物の開発が見られるようになり、高さ規制をはじめとする景観誘導に関するルールづくりが強く求められています。

また、島嶼地域では、観光地としてのポテンシャルの高さからリゾート開発の圧力が高まっています。過疎化が進む島嶼部の住民にとってリゾート開発は、地域振興の重要な要

素となるものであるため、歓迎すべき側面があります。しかし一方では、開発によって島嶼地域固有の、のどかな自然景観や伝統的な集落景観が脅かされる可能性もあります。そのため、良好な景観を守りつつ地域振興にも寄与できるような開発を誘導するためのルールが求められています。



平成13年から平成17年における新築動向（中部広域）

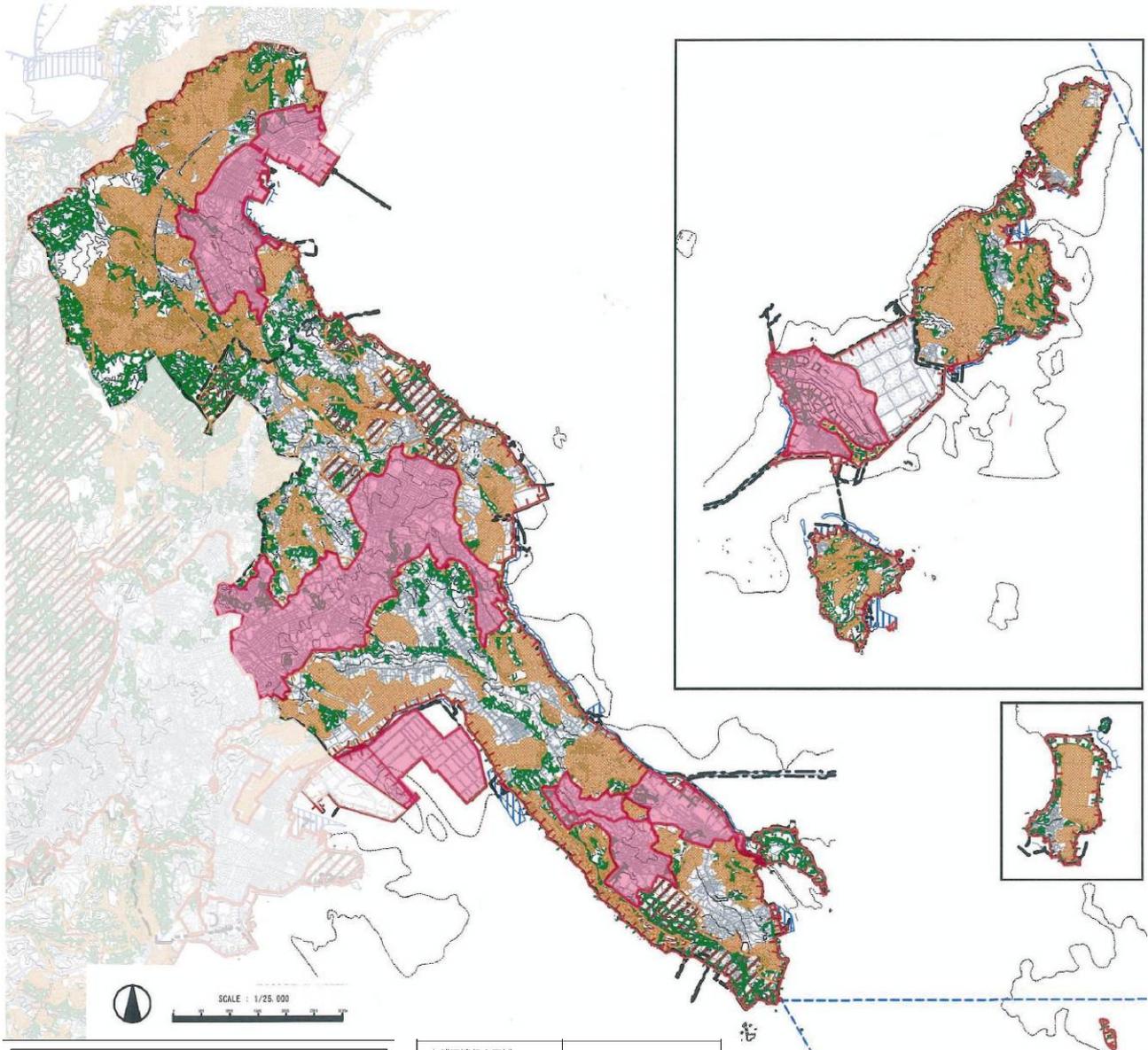
【出典】平成19年度都市計画基礎調査分析中部広域都市計画区域概要版  
（平成20年3月/沖縄県）





## ■個別法における土地利用規制状況図

本市の土地利用は、先に述べた都市計画区域の他に、農業振興地域や森林地域などの個別法によって規制がかけられています。下の図は、本市の土地利用に応じて色分けしたものです。土地利用規制が弱い地域は、図中の都市計画、農振、森林全ての色がつかない白地となる地域です。こうした規制の弱い地域については、無秩序な建築・開発行為等が懸念されるため、個別法以外の制度の活用による新たなルールの導入が必要となっています。



凡 例	
都市計画区域	
用途地域	
農業振興地域	
農用地区域	
森林地域	
国有林	
保安林	
自然公園地域	
特別地域	
特別保護地区	
海中公園地区	

自然環境保全区域	
特別地区	
急傾斜地崩壊危険区域	
砂防指定地	
地すべり防止区域	
鳥獣特別保護地区	
海岸保全区域	
港湾区域	
港湾隣接地域	
縮滞地区	
漁港区域	
漁漁区域	
鳥獣地区	
河川区域	
軍用地	
市町村界	

## ② 工作物・屋外広告物・色彩の氾濫

我々の生活に欠かせない工作物や屋外広告物については、建物と同様に無秩序な設置・整備が問題になっています。さらに、建物や屋外広告物、工作物を問わず目立つ色彩を使ったものが多く見受けられるようになり、こちらも問題になっています。工作物・屋外広告物・色彩の問題は、本市の景観特性である眺望景観やくらし景観を阻害する恐れがあるため、その配置や修景方法などを定めた新しいルールづくりが求められています。



(左)勝連城跡入口、(右)喜屋武マープ公園空の眺望、鉄塔や電柱・電線が目立ちます



看板、壁面の色彩が目立ちます

## ③ 墓地・資材置き場等の屋外利用による景観への影響

建築・工作物等の他にも、景観に影響を与える要素として、各地に点在し現在でも無秩序に建設され続けている墓地や、資材置き場をはじめとした屋外利用などがあります。これらは、周辺の景観を殺風景で雑然としたものに変えてしまう可能性があるため、良好な景観づくりを進めるためにもこれらの要素に関するルールづくりが必要となっています。



自然の中に雑然と置かれた資材等の人工物が目立ちます





## ①美しい景観をまもる

先人たちがつくり、守り、育ててきた自然景観、眺望景観、歴史景観、くらし景観といったうるまの美しい景観を次代に引き継いでいくことが現代に生きる我々市民一人ひとりの課題となっています。

### ■自然海岸・緑地の保全

自然のままで残る海岸や緑地・稜線を損なわないよう、他の制度と連携しつつ保全することが必要です。

### ■うるまらしい景観づくり

伝統的な街並みが残る集落や史跡周辺については、その街並みの保全・継承が求められています。また、市街化が進んだ地域については、そこで暮らす人々の生活に根付いた新しい街並みの創出など、地域特性に合わせた景観づくりが求められています。

## ②地域と調和した適正な開発・建築行為を誘導する

急速な社会資本の整備をはじめとする様々な開発が進められ、市民生活の快適性が高まる一方で、美しい海や山並みへの眺望を阻害する建築物等の立地、歴史・文化遺産周辺や郊外部での無秩序な開発、まちにうるおいと安らぎをもたらす緑地の喪失、伝統的な家屋、屋敷林や石垣などの喪失などが課題となっています。

### ■建築物等の高さ・色彩等の規制

眺望景観や自然景観をまもり、周辺と調和した街並みをつくるため、高さ・色彩・緑化等のルールづくりが必要です。

### ■屋外広告物の規制

本市の特性に合わせた屋外広告物の規制が必要です。

### ■墓地や屋外利用等に対する規制

今まで、都市計画法や建築基準法などで誘導が難しかった墓地や屋外利用について規制をかけることが求められています。

### ③良好な景観づくりが観光振興や地域振興に結び付く

本市の美しい景観は観光資源としての重要な要素となっています。景観づくりによる観光資源及びその周辺の整備・誘導を進めることで観光地としての質を高め、持続的に地域振興を支える資源としていかすことが求められています。

#### ■地域と協働のまちづくりの必要性

景観づくりを通して、観光振興・地域振興を目指すためには、行政と地域が密に話し合い、景観の枠を超えたまちづくりとしての方向性を相互が共有することが重要です。行政は、そのために必要な場づくりをすることが必要です。

#### ■横断的な体制づくり

景観づくりを通して、観光振興・地域振興を目指すためには、庁内の景観担当だけでなく、まちづくりに関する部署や、国・県等の関係機関、または、民間事業者・専門家、市民活動団体等と幅広く柔軟に連携できる体制を作ることが必要です。

### ④景観づくりの不断の努力、継続した取り組みを普及する

景観づくりは、一朝一夕にできるものではなく、長い年月の中で人々の生活や活動の蓄積した結果として表れるものです。そのため、我々市民一人ひとりの景観づくりの不断の努力、継続した取り組みを普及することが課題となっています。

#### ■景観づくりの意識啓発と人材育成

景観行政団体として本市の景観づくりを牽引・支援する立場にある行政は、市民や事業者等と協働の景観づくりを進めるため、意識啓発や人材育成の取り組みに力を入れることが求められています。

#### ■景観づくりの活動支援

市民、事業者等の不断の努力、継続した取り組みを促進させるために、市民、事業者等の意欲を支える支援の仕組みが必要です。



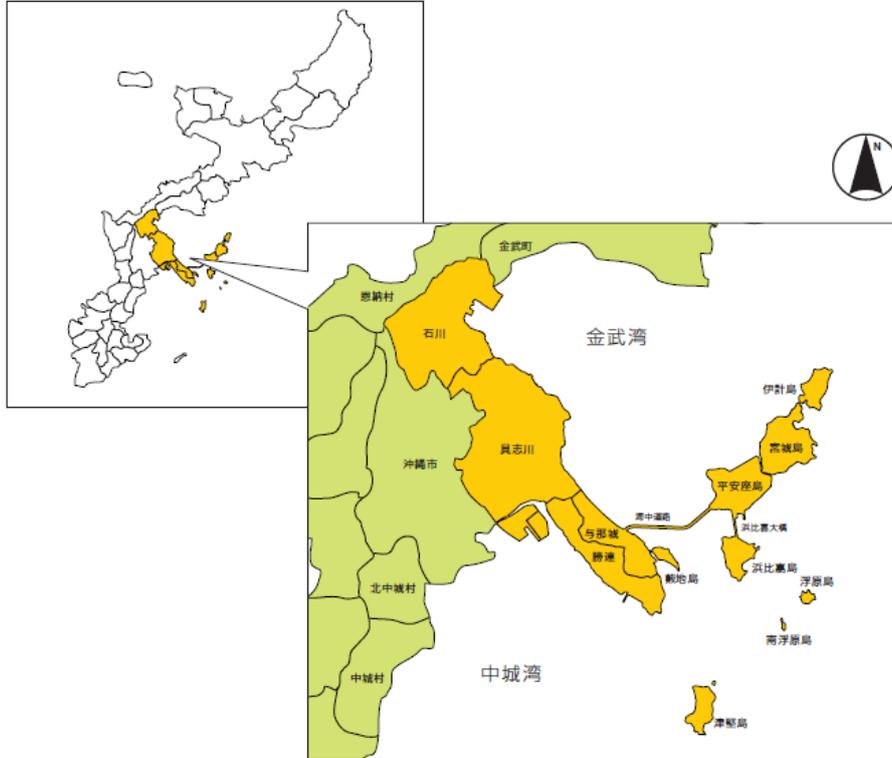


# 3. 景観づくりの区域

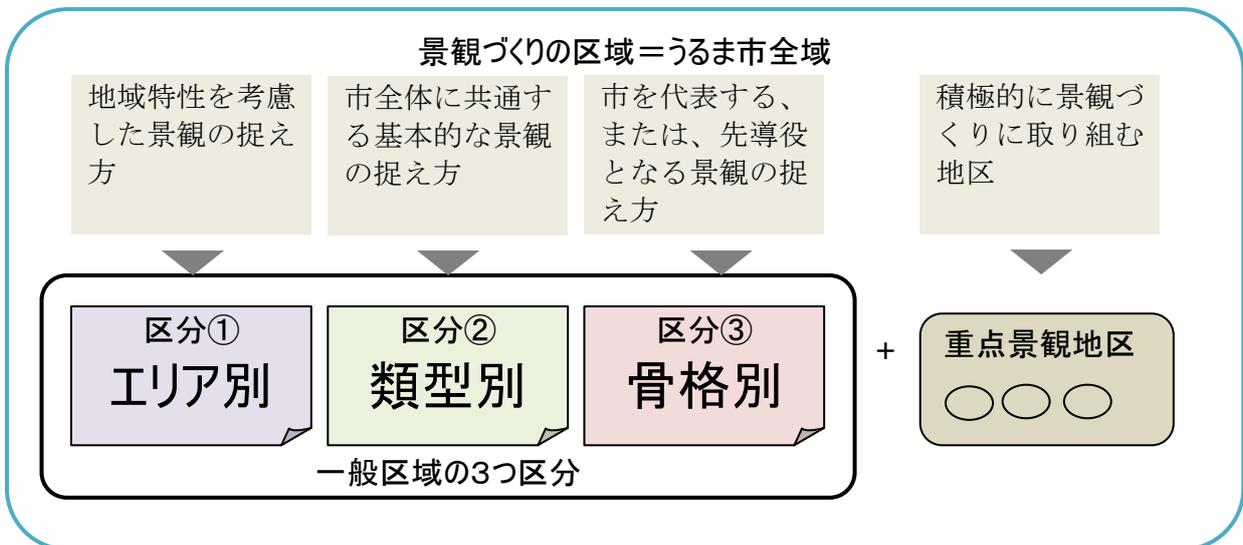


(景観法第8条の2の1景観計画の区域)

景観づくりの区域を本市全域 (86.08 k m<sup>2</sup>) とします。(周辺の海域含む)



景観づくりの区域は、市域全域を一般区域としてエリア別、類型別、骨格別の3つの切り口で区分し、景観づくりの方向性を多面的な視点から示します。  
さらに景観づくりの必要性や地域意欲が高いエリアを「重点景観地区」として設定します。



## 4. 景観づくりの方針



(第8条2の2良好な景観形成に関する方針)

### 1) 目標

# アガイティーダのまち “うるま”

～自然が華やぎ歴史が薫る、朝陽に輝くまち～

アガイティーダとは東から昇る（アガイ）太陽（ティーダ）のことをいいます。

東海岸に昇る朝陽を拝する位置にある本市は、沖縄本島の東にある美しく輝けるまちとして訪れる人をやさしくうるおし癒します。美しい朝陽、豊かな海や緑が織りなす自然景観、長い年月にわたり積み重ねられてきた歴史・文化的景観、今を生きる私たちの活動が生み出すくらしの景観を、本市に関わる全ての人々の共有財産として大切にし、後世に受け継いでいきます。



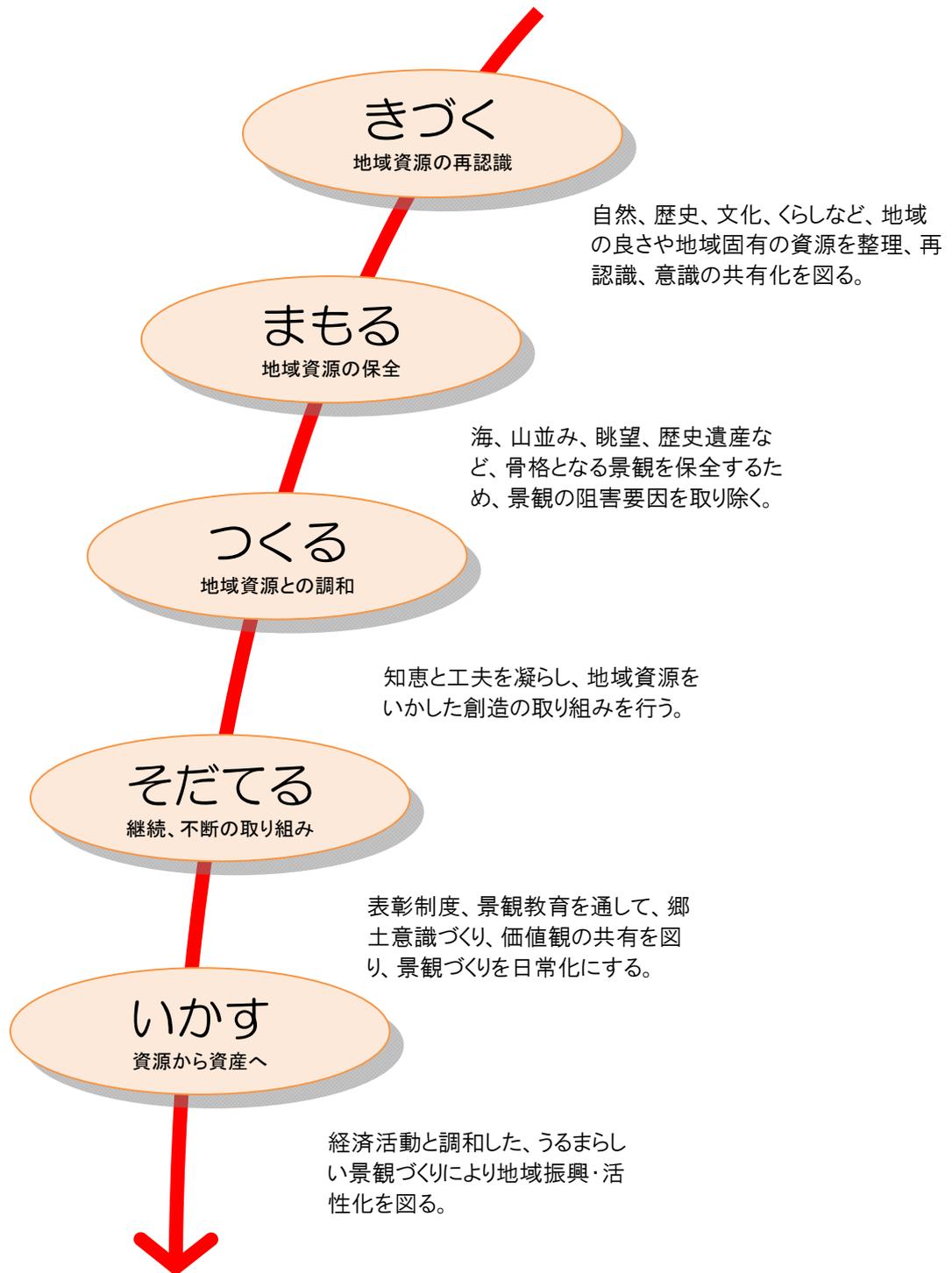
東海岸の平安座島から昇る朝陽





## 2) 全体方針

目標を実現するために、きづく・まもる・つくる・そだてる・いかすの観点から区域全域に共通する方向性を示します。



# アガイティータのまち “うるま”

～自然が華やぎ歴史が薫る、朝陽に輝くまち～

## ①景観にきづく

### ■うるまの美しい景観にきづく

景観づくりを進めるためには、まずきづく(気づく)ことがとても大切です。本市には、海や川、緑などの美しい自然、世界遺産の勝連城跡に代表される歴史遺産、伝統的な佇まいが残る集落、地域に根ざしているエイサーや闘牛などの伝統文化等々、多彩で特色ある美しい景観が数多くあります。こうしたうるまの景観を市民共有の財産として認識できるよう、景観づくりの主役である市民、事業者、行政等の景観に対する意識醸成を進めていきます。



海中道路デッキからの夕日



津堅集落

### ■身近な景観にきづく

普段何気なく目にしている身近な風景を観察して、好きな風景、癒される風景などを探したり、その風景の背景にある地域の歴史・文化・人々の暮らしなどを理解することにより、良好な景観づくりの鍵を見つけることができます。



うるましい景観にきづく(シーサーのある景観)



野鳥に会えるのどかな風景に出会う



## ②景観をまもる

### ■自然、歴史・文化的景観をまもる

本市には、自然海岸などの水辺や山並み、緑地などの美しい豊かな自然景観と、いにしへの面影を残すグスクや文化財、昔ながらの佇まいを残す集落などが生み出す歴史・文化的景観があります。それらの景観は、私たちの生活にうるおいと安らぎを与え、郷土に対する誇りと愛着を育てる市民共有の財産であることから、積極的にまもり、後世へと引き継いでいきます。



美しい海岸が残る大泊ビーチ(伊計島)



昔ながらの佇まいを残す集落(伊計島)

### ■多彩な眺望景観をまもる

世界遺産である勝連城跡から中城湾、金武湾、島嶼地域への美しい眺めや、石川高原展望台、屋慶名展望台、野鳥の森展望台などに代表される丘の上から海への眺め、自然豊かな山並みの眺めなど、うるまの景観の特長である緑と青のコントラストが美しい多彩な眺望を積極的にまもります。



丘の上から眺める美しい海への眺望  
(津堅島の展望台)



建築物が立ち並ぶ市街地の眺望  
(沖縄市明道公園から見た具志川の市街地)

### ③景観をつくる

#### ■うるまらしさをいかした景観をつくる

地域の資源や風土をいかし、住んでいる人の心にうるおいと安らぎを与え、訪れる人を魅了してやまない地域性を活かした景観をつくります。また、長い時を経て先祖から受け継がれている伝統文化や暮らしに息づく生活習慣などについても地域の大切な要素として景観に取り入れます。



心安らぐ景観(干潟でのアオサ採り)



形にならない景観(平敷屋エイサー)

#### ■シンボルとなる景観をつくる

民間の大規模開発や公共施設の整備などに際しては、訪れる人がうるまらしさを感じられるような、シンボリックな景観づくりを進めます。特に人々の動線となる道路は、本市を印象づける「顔」となるため、本市の良好な自然景観、歴史・文化的景観、眺望景観に触れられる、魅力的な沿道景観づくりを進めます。



本市の代表的な観光地である  
海中道路及びびロードパーク



世界遺産である勝連城跡



## ④景観をそだてる

### ■景観づくりの担い手をそだてる

住民自らが主役と認識し、地域の景観に関心を持ち、どのような景観にしていくのかを考え、魅力ある景観づくりを実践していくことが大切です。そのため、市民、事業者、NPO、行政等各主体の景観に対する意識醸成や景観づくりに関する経験・活動の機会を増やすなど、景観づくりの担い手の育成に力を入れていきます。



うるま市景観まちづくり市民会議の検討風景



うるま市地域住民ワークショップの検討風景

### ■協働による景観づくりを日常的な活動にそだてる

景観づくりを進めるにあたっては、市民、事業者、NPO、行政等それぞれの主体が、自らの役割を認識し、相互に連携・協働して取り組むことが必要です。そのため、日常的に各主体が相互に協力し合い、協働による景観づくりが取り組めるような環境づくり等に力を入れていきます。



安慶名地区のまちづくり



市民による天願川での活動

## ⑤景観をいかす

### ■「住んでよし訪れてよし」のまちづくりに景観をいかす

良好な景観づくりの活動を広げることで、地域住民にとって美しく住みよいまちになるだけでなく、多くの人が行き交う、「住んでよし訪れて」のまちになります。うるまの美しい景観資源を資源から資産へと発展させ、地域の活性化、観光振興等にいかす取り組みを進めていきます。



レジャースポットとなっている海中道路



海の眺望と文化に触れられるあやはし館



勝連城跡の歴史を伝える肝高の阿麻和利の舞台



本市のくらしに根付く闘牛



自然を楽しむ石川市民の森公園



自然を楽しむピオスの丘



### 3) エリア別方針

- ・本市を景観特性で5つのエリアに分け、景観づくりの方向性を示します。

#### ①石川エリア



伊波グスクから山・市街地・海への眺望



石川の自然海岸

#### ■緑に囲まれた丘陵地、コンパクトにまとった市街地、青く広がる海からなる石川らしい景観をまもり、いかす

- ・東海岸と西海岸、そして石川地域特有の山・市街地・海の景観を望む高原展望台からの眺望をまもるとともに、景観づくりにいかします。
- ・地域のシンボルである伊波城跡については、伊波貝塚とともに史跡の歴史的な雰囲気を感じられる景観づくりを進めるとともに、その周辺に広がる眺望景観をまもります。
- ・戦中戦後の時代につくられた旧市街地の碁盤目状の街路と敷地内の緑による良好な市街地景観をまもります。
- ・国道 329 号等の主要道路及びその沿道については、本市のグスクロードとして、行きかう人々が快適さと魅力を感じられる景観をつくりまします。
- ・イッペー通りや南栄通り、モクマオウ並木など、美しい街路樹に彩られた沿道景観をまもり、そだてまします。
- ・各集落にある拝所やカー、ヌチシヌジガマ等を、地域の伝統を伝える景観資源としてまもるとともに、これらを地域資源としてまちづくりにいかします。

#### ■石川ビーチや石川川などの良好な自然景観をまもり、そだて、いかす

- ・緑と白い砂浜が残る石川ビーチの景観をまもります。また、石川ビーチの景観を、その周辺の石川公園などの施設とあわせて訪れる人々が憩い・楽しめる魅力的な資源として観光やレジャー等にいかします。
- ・石川川沿いのマングローブや地域の外縁にある丘陵地や斜面地の緑など、まとまった緑は地域の貴重な自然景観としてまもります。また、石川川の水辺景観を、訪れる人々が憩い・楽しめる魅力的な資源として観光やレジャー等にいかします。
- ・山城の茶畑は、地域の貴重な田園風景としてまもり、そだてまします。

## ②具志川エリア



安慶名地区

### ■本市の中心市街地として快適にぎわいのある街並みをつくり、そだてる

- ・地域で独自の景観づくりの取り組みを進めている安慶名土地区画整理事業地区をはじめとした具志川エリアの市街地については、良好な街並みをつくり、そだてます。
- ・主要道路及びその沿道については、本市のグスクロードとして、行きかう人々が快適さと魅力を感じられる景観をつくります。特に、具志川の中心にあたる県道 75 号線沿道や、沿道の開発が進む県道 33 号線、世界遺産である勝連城跡に向かうルートにあたる県道 16 号線等については、道路及びその沿道の緑化等により計画的に景観をつくり、そだてます。
- ・アカギ通りや桜並木など、美しい街路樹に彩られた沿道景観をつくり、そだてます。

### ■宇堅ビーチや天願川などの良好な自然景観をまもり、そだて、いかす

- ・緑と白い砂浜が残る宇堅ビーチや、自然のままで残る天願川及び天願川へ流れ込む支線とその周辺の景観をまもりまします。また、それらの自然景観は、訪れる人々が憩い・楽しめる魅力的な資源として観光やレジャー等にかします。
- ・照間のビーグ畑や兼箇段のキク畑は、地域の貴重な田園風景としてまもり、そだてます。

### ■安慶名城跡などの地域に残る歴史・文化的資源をいかした景観をまもり、つくる

- ・歴史と自然を感じられる安慶名城跡をまもるとともに、その良好な景観を観光などの地域振興の資源としていかします。
- ・大田坂<sup>うふたびら</sup>など地域の歴史や文化を伝える資源を地域のくらしに息づく景観資源としてまもりまします。

### ■市街化の進展による影響を抑えつつ、多彩な眺望景観をまもる

- ・具志川ビーチなどの地域東側の海岸から島嶼や金武湾を望む良好な海への眺望をまもりまします。
- ・野鳥の森自然公園の展望台からの眺望の保全に努めます。
- ・昆布を南北に縦断する斜面地の緑及び稜線の良好な眺望景観をまもりまします。
- ・喜屋武マープ公園に代表される高江洲、宮里、江洲を東西に縦断する高台から、前原や豊原に広がる田園景観、新たに開発された市街地が共存する街並みと、金武湾を望む眺望をまもり、そだてます。
- ・丘陵地及び斜面地の緑など、まとまった緑は地域の貴重な自然景観としてまもり、そだてまします。
- ・中城湾港新港地区については、勝連城跡をはじめ周辺地域から見下ろした際に無機質な空間とならないよう、良好な景観をつくりまします。





### ③与勝半島エリア



屋慶名海峡



サターヤーの煙突とホワイトビーチ(平敷屋)

#### ■勝連城跡に代表される高台からの緑と街並み、そして周辺に広がる美しい海を望む眺望景観をまもる

- ・世界遺産である勝連城跡の史跡の保全とともに、本市を代表する海、島嶼、半島の街並みなど、360°のパノラマが楽しめる勝連城跡の頂から望む優れた眺望景観をまもります。そのうち特に、勝連城跡から海中道路や島嶼方向の眺望をまもるため、その間の地域について、高さや形態などの規制・誘導を行います。また、勝連城跡周辺の集落は、世界遺産が持つ雰囲気と調和した街並みづくりを進めます。
- ・平敷屋タキノーから見たホワイトビーチや中城湾、津堅島への眺望をまもります。
- ・南風原、西原、平敷屋、屋慶名等の丘陵地や、中城湾に面したホワイトビーチからサトウキビ畑が広がる斜面地の緑など、まとまった緑は地域の貴重な自然景観としてまもり、そだてます。

#### ■勝連城跡や海中道路に続く雰囲気を感じられる沿道景観をつくる

- ・県道16号線及びその沿道は、勝連城跡への玄関口としてふさわしい勝連城跡の歴史や自然を感じられる沿道景観をつくりまします。
- ・県道8号線、湾岸道路(県道37号線)等の主要道路及びその沿道は、本市のグスクロードとして、行き交う人々が快適さと魅力を感じられる景観づくりを進めます。特に湾岸道路は、海中道路の入り口としての雰囲気が感じられる沿道景観をつくり、そだてます。

#### ■地域の伝統や文化が色濃く残る生活景観をまもり、そだてる

- ・ヒッチャマーなどの地域の伝統の核である拝所等をまもるとともに、エイサーなど地域行事などの伝統文化が生み出す風景も重要な地域の景観資源の一つとしてまもり、そだてます。
- ・ワイトウイや饒辺橋など、地域コミュニティのシンボルとなっている史跡や、与那城防空監視哨、サターヤーの煙突、マヤーガマなどの戦争の歴史を伝える史跡等をまもります。
- ・屋慶名地区の闘牛が盛んで牛がのんびり散歩する暮らしを重要な地域の景観資源の一つとしてまもります。
- ・かつてマーラン船も行き来した屋慶名海峡と藪地島の美しい景観をまもるとともに、この景観を地域振興の重要な資源としていかします。
- ・照間のビーグ畑は、地域の貴重な田園景観としてまもります。

## ④海中道路周辺エリア



海中道路及びロードパーク(航空写真)



海中道路から平安座・浜比嘉への眺望



海中道路と勝連城跡の方向に沈む夕日



海中道路の夜景

### ■開放感を満喫できる優れた海の景観をまもり、そだて、レジャーやリゾート資源としていかす

- ・東洋一の長さを誇る海に連なる道である海中道路は、金武湾や平安座島、浜比嘉島、藪地島を望み、海浜と島の美しいコントラストを見ることができる優れた眺望点としてまもりまします。
- ・海中道路とその周辺にある干潟、照間・屋慶名の海岸、藪地島などの海の資源や、牛の歩く景観など、その地域に根付く伝統文化や風土とのつながりを意識し、海中道路を中心とした独自の魅力をもった海の景観をまもり、そだてます。
- ・また、開放感のある道路空間づくりや、レジャーへの活用、夜景の演出など訪れる人々が楽しめる工夫などを行い、景観資源としての魅力を高めつつ、本市の重要な観光資源としていかします。
- ・屋慶名や照間の湾岸道路沿道については、海中道路の入り口としての雰囲気を感じさせるような景観をつくり、そだてます。





## ⑤ 島嶼エリア

### ■ 個性豊かな美しい島嶼景観をまもり、いかす

- ・海中道路をはじめとした橋や道路、航路でつながれた5つの島々においては、島々のつながりや島ごとの個性をいかした景観づくりを進めるとともに、その美しい景観を観光や地域振興の資源としていかします。
- ・島を取り囲む斜面地の緑などのまとまった緑は、地域の貴重な自然景観であるとともに、沖縄本島から望む緑豊かな島嶼景観の重要な構成要素であるため、計画的にまもり、そだてます。
- ・各島に残されているグスクや史跡、伝統的な集落等を地域資源としてまもり、いかします。



平安座島の高台からの眺望



比嘉集落



伊計集落



シヌグ堂からの宮城島の眺望



津堅島の街並み

### ■「神の島」と呼ばれる浜比嘉島の自然と歴史に彩られた昔ながらの島嶼景観をまもり、いかす

- ・「神の島」と呼ばれる浜比嘉島においては、アマミチューやシルミチュー、シヌグ堂など島の歴史・伝統を伝える史跡をまもるとともに、史跡の雰囲気や阻害しないよう周辺の景観をまもります。
- ・比嘉グスクなどの高台や浜比嘉大橋から望む美しい海への眺望、昔ながらの集落景観、自然のままの美しい海岸など、浜比嘉島特有ののどかな景観をまもるとともに、その景観を観光や地域振興の資源としていかします。

### ■海とともにくらす人々が受け継ぐ平安座島の伝統・文化的な島嶼景観をまもり、いかす

- ・西部にコンパクトにまとまった集落と後背の斜面地の緑が織りなすのどかな島嶼景観と、海と産業が伝統文化と相まって生み出される漁業のまちとしての個性のある景観をまもるとともに、その景観を観光や地域振興の資源としていかします。
- ・島の東部の石油基地や島周辺の護岸等については、関係機関との協力のもと周辺との調和に配慮した景観をつくりまします。

### ■「たかはなり」と呼ばれる宮城島の壮観な眺望や昔ながらの自然・集落景観をまもり、いかす

- ・「たかはなり」と呼ばれる切り立った台地状の地形をなす宮城島は、シヌグ堂などの高台から集落や海を望む壮観な眺望をまもります。また、急崖の緑、手つかずの白い砂浜、昔ながらののどかな集落からなる島嶼景観をまもります。さらにこれらの景観は観光や地域振興のための重要な資源としていかします。
- ・シヌグ堂やヤンガーなど宮城島に残される島の歴史・伝統を伝える景観資源をまもります。

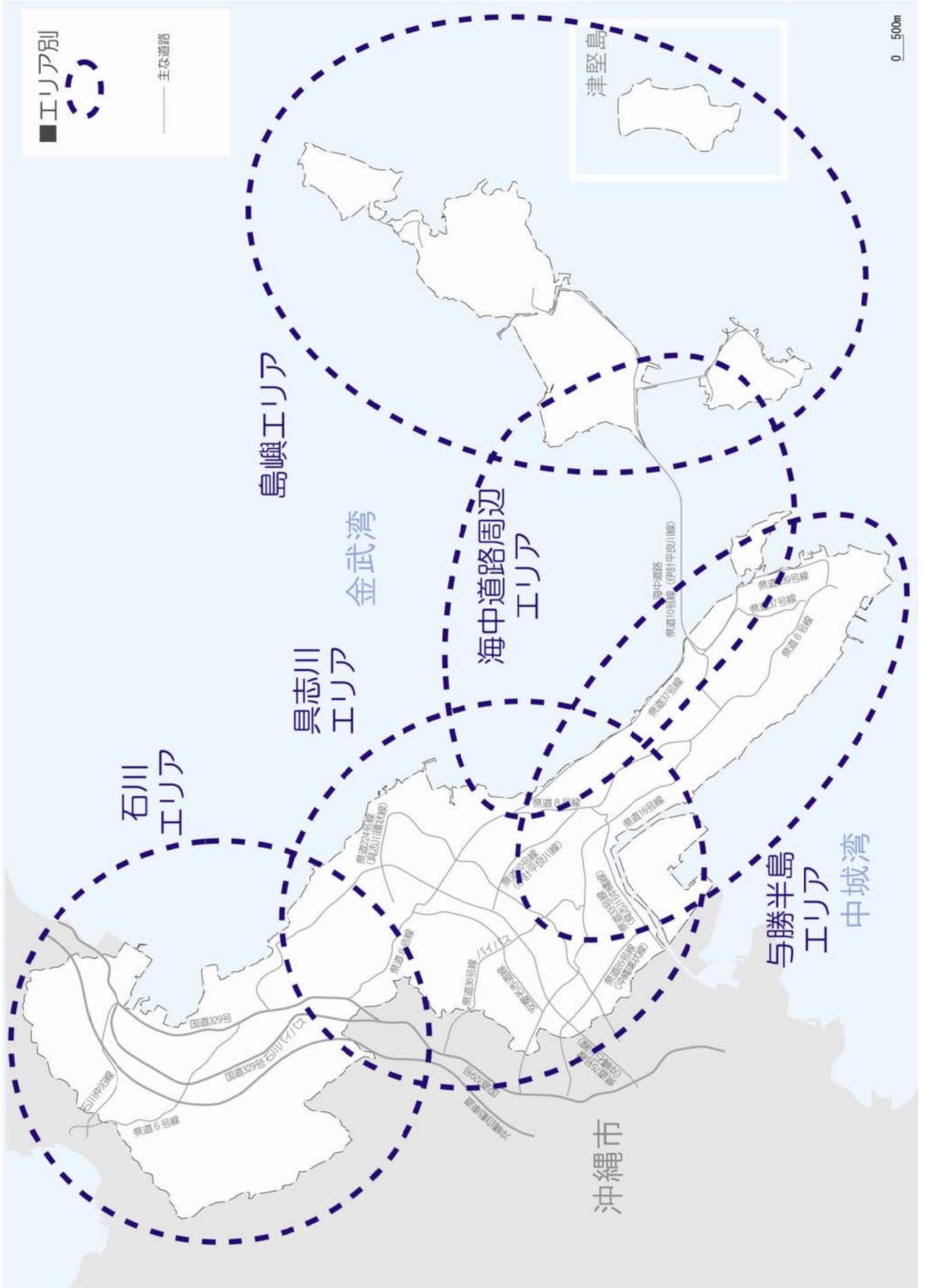
### ■のどかで自然豊かな伊計島の島嶼景観をまもり、いかす

- ・島を囲む美しい海や伊計ビーチ、大泊ビーチをはじめとした手つかずの白い砂浜、フクギ並木や石垣が多く残る伊計集落ののどかな集落景観、土地改良区の田園景観が織りなす穏やかな島嶼風景をまもるとともに、観光や地域振興の資源としていかします。
- ・伊計大橋の赤と橋から見る海の青のコントラストが美しい優れた景観をまもります。

### ■手つかずの自然が残る津堅島の島嶼景観をまもり、いかす

- ・青く澄んだ海や白い砂浜に代表される手つかずの自然とニンジン畑や漁業を営む人々のくらしが織りなすのどかな島嶼景観をまもるとともに、観光や地域振興の資源としていかします。
- ・島を取り囲む斜面地の緑などのまとまった緑は、地域の貴重な自然景観であるとともに、中城湾を隔てて沖縄本島から望む緑豊かな島嶼景観の重要な構成要素であるため、計画的にまもり、そだてまします。





## 4) 類型別方針

- ・本市全体を面的な景観特性から6つに区分し、景観づくりの方向性を示します。

景観区域	内容
海・河川	海岸および海岸から100mの内陸部、干潟、浅瀬 ただし、工業系用途地域、用途未指定地域（州崎）の沿岸は除く 河川から25mの範囲（天願川本線（内川除く）、石川川）
緑・農地・集落	保安林、地域森林計画対象民有林など 農用地 用途未指定地域
商業地	商業系用途地域、住居系用途地域（住居系用途のうち路線型指定のもの） 用途未指定地域（州崎）
住宅地	住居系用途地域 （一低層、二低層、その他住居系用途のうちエリア型指定のもの）
工業地・大規模施設用地	工業系用途地域
軍用地	米軍基地、自衛隊用地





## ①海・河川



具志川ビーチ



津堅島のトマイビーチ

### ■自然のままの海浜景観をまもり、いかす

- ・昔ながらの自然海岸、干潟、浅瀬は、本市の貴重な財産として自然のままの景観をまもります。
- ・ビーチについては、海浜レクリエーション・リゾート空間として観光資源としても活かせるような魅力ある景観づくりを進めます。
- ・海岸周辺の建築物等については、高さ・形態等の規制・誘導を行い、海の眺望景観をまもります。
- ・本市の特徴である緑と青のコントラストが美しい良好な眺望景観の資源として、海岸や海の環境をまもります。
- ・海の景観をまもるため、生活空間における環境配慮に努めます。



石川川



天願川

### ■緑と水のうるおいのある河川景観をそだて、いかす

- ・天願川、石川川など、緑と水のうるおいのある河川景観をそだて、観光資源としていかします。
- ・河川景観をまもるため、生活空間における環境配慮に努めます。

## ② 緑・農地・集落



野鳥の森(展望台)



ビオスの丘

### ■ まとまって残る緑を自然景観や眺望景観の資源としてまもる

- ・丘陵地や斜面地に残るまとまった緑は、貴重な自然景観としてまもり、そだてます。
- ・本市の特徴である緑と青のコントラストが美しい良好な眺望景観の資源として、丘陵地や斜面地のまとまった緑地をまもります。
- ・人々にうるおいと安らぎを与える石川地域の山並みや金武湾を取り囲むように連なる緑の稜線をまもります。



照間のイグサ(ビーグ)畑



山城の茶畑

### ■ のどかな農業景観をまもり、そだてる

- ・農家の協力のもと、農地の適切な維持管理により、のどかな農業景観をまもります。
- ・照間のビーグ畑や兼箇段のキク畑などの特徴的な農業景観を地域の貴重な資源としてまもり、そだてます。



比嘉集落



宮城集落

### ■ 昔ながらの集落景観をまもる

- ・地域ごとの集落形成の歴史、固有の文化・植生等を踏まえながら、建築物等の高さ・形態等に関する規制・誘導により、昔ながらの風情を感じられる集落空間をまもります。
- ・街路樹の整備や日常の美化活動により、見て歩いて楽しく快適な沿道景観をつくり、そだてます。





### ③商業地



石川の商業地



安慶名地区

#### ■個性とにぎわいのある景観をつくる

- ・建築物等の形態等に関する規制・誘導や、地域の雰囲気合った屋外広告物の大きさや色の規制などにより、個性とにぎわいのある商業景観をそだてます。
- ・建築物等の壁面や屋上の緑化、敷地内の緑化、街路樹の整備などにより、緑豊かでうるおいのある商業空間をつくります。

### ④住宅地



江洲の住宅地



内間・与那城の住宅地

#### ■人々の暮らしを重視した快適で安らぎのある住宅地景観をつくり、そだてる

- ・地域ごとの市街地・集落形成の歴史、固有の文化・植生等を踏まえ、建築物等の高さ・形態等に関する規制・誘導により、地域特性にあわせた住宅地景観をつくります。
- ・地域にゆかりのある樹木や緑を保全するとともに、建築物等の壁面や屋上の緑化、敷地内緑化などの緑を増やす取り組みにより、暮らしにうるおいと安らぎのある景観をつくります。
- ・街路樹の整備や日常の美化活動により、見て歩いて楽しく快適な沿道景観をつくり、そだてます。

## ⑤工業・大規模施設用地



石川火力発電所



州崎FTZ

## ■周辺地域との調和に配慮した景観をつくる

- ・工業・大規模施設用地においては、建築物等の高さ・形態・配置等に関する規制・誘導により、周辺地域の自然や街並みと調和した景観をつくります。
- ・建築物等の壁面や屋上の緑化、敷地内緑化の推進や、周辺景観との調和を考慮した形態・意匠の導入等により、無機質になりがちな工業・大規模施設用地内の景観にうるおいをつくります。

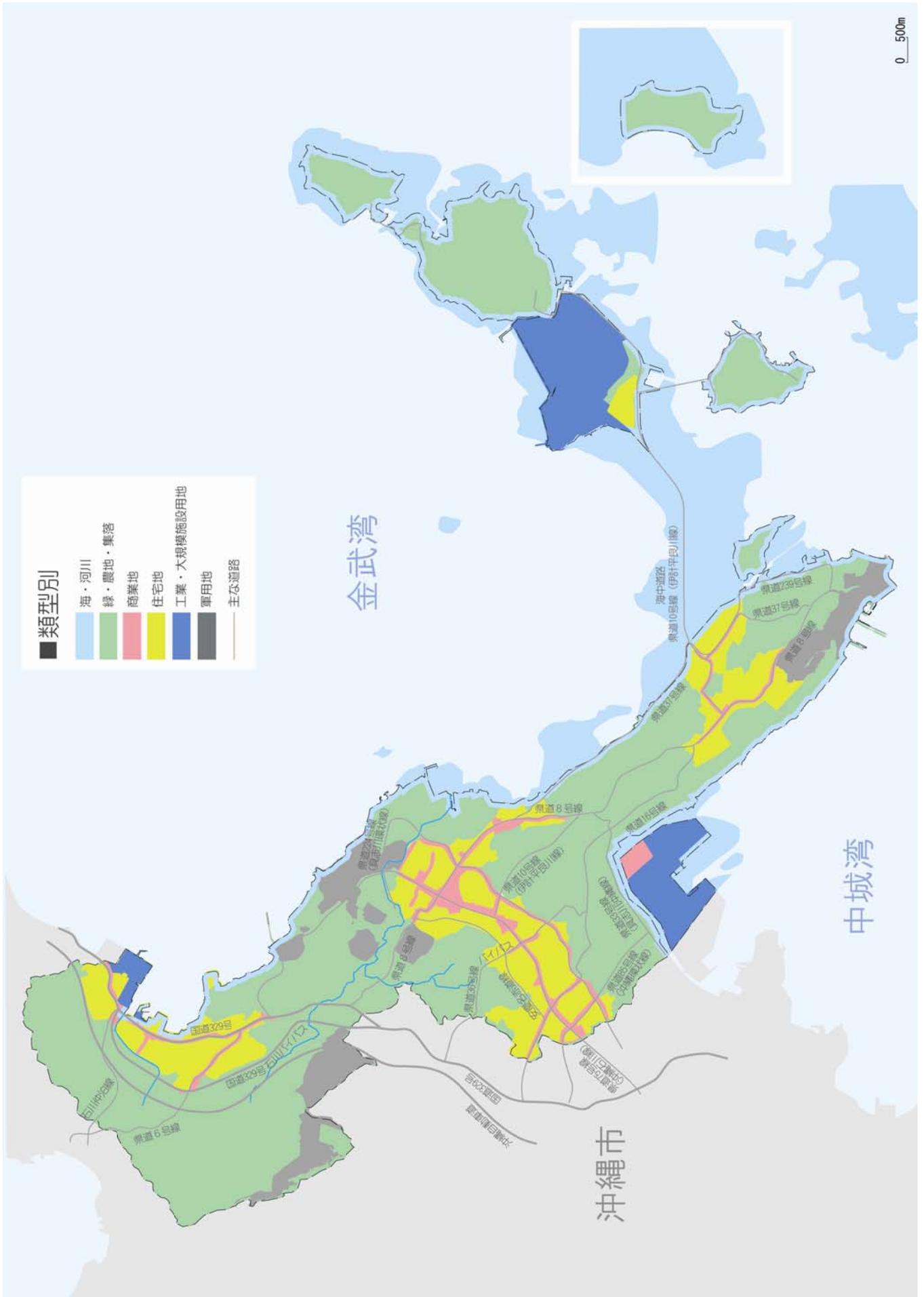
## ⑥軍用地



天願軍用地

■基地内に残された良好な景観を  
まもるとともに、周辺地域との  
調和に配慮した景観をつくる

- ・基地の施設については、関係機関との協力のもと、周辺地域との調和に配慮した景観をつくります。
- ・基地内に残された緑や歴史・文化的資源は、貴重な景観資源として関係機関との協力のもと、まもります。



## 5) 骨格別方針

- ・本市の景観を代表する拠点、広域に連なる資源を景観骨格として位置づけ、景観をまもり・つくり・そだて・いかすの観点から景観づくりの方向性を示します。

### (1) 拠点

#### ①シンボル景観拠点



勝連城跡



海中道路及びロードパーク

- ・本市の景観シンボルとなる特に優れた美しい景観を有する資源とその周辺を位置付けます。
- ・拠点づくりにおいては、その中心となる施設及び史跡等の適切な保全・管理等を行い、魅力的な視点場づくりに取り組みます。あわせて、視点場周辺での地域特性に応じた建築物等の高さ・形態・配置等の規制・誘導により、視点場からの眺望景観を積極的にまもりまします。

■勝連城跡

■海中道路



## ②眺望拠点



高原展望台・高原線



宮城島のたかはなり、シヌグ堂からの眺望

- ・地域を代表する優れた眺望をもつ視点場とその周辺を位置付けます。
- ・拠点づくりにおいては、その中心となる施設及び史跡等の適切な保全・管理等を行い、魅力的な視点場づくりに取り組みます。あわせて、視点場周辺での地域特性に応じた建築物等の高さ等の規制・誘導により、視点場からの眺望をまもります。

■伊波城跡およびその周辺

■高原展望台およびその周辺

■野鳥の森展望台およびその周辺

■屋慶名展望台およびその周辺

■安慶名城跡およびその周辺

■石川岳およびその周辺

■喜屋武マープ公園及びその周辺

■たかはなり、シヌグ堂およびその周辺

## ③街並み創造拠点



安慶名地区

- ・市民、事業者、行政等の協働による取り組みによって魅力的な街並みがつくられ、本市の景観づくりを牽引する役割を担う拠点を位置付けます。
- ・拠点の景観づくりにおいては、独自に作成した景観ルールや地域意向等を踏まえつつ、景観地区や地区計画などの都市計画制度との連携により、より実効的で継続性のある景観づくりに取り組みます。

■安慶名土地区画整理事業区域

#### ④伝統的集落保全拠点



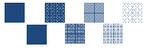
比嘉集落



伊計集落

- ・昔ながらの古民家、石垣、植栽などで形成される伝統的な集落景観が残る地区を位置付けます。
- ・景観づくりにおいては、伝統的な様式を活かした建築物等の保全・復元その他、石垣、屋敷林、あしびなー、拝所等の集落内にある資源、道路の形状や資源等の配置、集落内に組み込まれている自然的な要素など、伝統的な集落空間を構成する全ての要素を総合的に捉えた景観づくりに取り組めます。

- 浜集落
- 比嘉集落
- 上原、宮城、池味集落
- 伊計集落



## (2) 軸

### ①環金武湾景觀軸



宇堅ビーチ



照間の海岸

- ・ 金武湾を取り囲む沖縄本島東海岸周辺や島嶼地域を位置付けます。
- ・ 金武湾周辺の海を中心とする美しい景観をまもるため、周辺自治体と連携しつつ、海岸沿いの建築物等に関する高さ及び形態等に関する規制や、島嶼・沖縄本島に残るまとまった緑の保全等に取り組めます。
- ・ 東海岸から見る金武湾と朝日の眺望を景観づくりや観光資源としていかします。

#### ■金武湾に接する海岸とその周辺

### ②環中城湾景觀軸



勝連城跡からの眺望(沖縄市方面)



津堅島の砂浜からの眺望

- ・ 中城湾を取り囲む沖縄本島西海岸周辺を位置付けます。
- ・ 中城湾周辺の海を中心とする美しい景観をまもるため、周辺自治体と連携しつつ、海岸沿いの建築物等に関する高さ及び形態等に関する規制や、島嶼・沖縄本島に残るまとまった緑の保全等に取り組めます。

#### ■中城湾に接する海岸とその周辺

### ③グスクロード



県道 16 号線(勝連城跡手前)



湾岸道路(県道 37 号線)

- ・伊波城跡、安慶名城跡、勝連城跡などのグスクを結び、今も沖縄本島地域で生活や活動する人々の動線の中心となる主要道路を位置付けます。
- ・景観づくりにあたっては、背景にある歴史的・文化的要素や周辺地域の特性を考慮し、沿道の緑化誘導や修景を進め、快適で魅力ある道路景観づくりに取り組みます。

- 旧宿道付近の道路及びその周辺（概ね現在の県道 8、16、33、37 号線）
- 都市計画マスタープランの都市軸に位置付けられた道路及びその周辺（県道 8、16、33、37、75 号線、国道 329 号）

### ④あやはしパールライン



海中道路



伊計大橋

- ・真珠（パール）のような美しい島々を結ぶ道路及び橋を位置付けます。
- ・景観づくりにあたっては、周辺の美しい海や豊かな自然環境、伝統的な島嶼の集落景観等を踏まえ、沿道の緑化誘導や修景を進め、快適で魅力ある道路景観づくりに取り組みます。

- 島嶼 4 島を結ぶ県道及び農道とその周辺



## ⑤緑の骨格軸



石川の丘陵の緑



与勝半島の稜線

- ・本市の自然景観の骨格となる稜線とまとまった緑地等を位置付けます。
- ・稜線や緑地周辺で行われる建築・開発行為等については、稜線のスカイラインを乱さないよう高さや配置等への配慮を促すとともに、緑の保全や回復のため、積極的な緑化を誘導します。
- ・また、風致地区などの緑地保全のための制度等と連携しつつ、残された緑を計画的にまもりま

- 高原展望台付近から山城、楚南方面へ伸びる稜線、嘉手苅から伊波城跡、昆布方面へ伸びる稜線及びそれらを取り巻く石川丘陵部一帯の緑
- 江洲・高江洲から南風原、勝連城跡、平敷屋方面へ伸びる稜線とその周辺の緑
- 藪地島の高台とその周辺の緑
- 平安座島を南北に縦断する稜線とその周辺の緑
- 浜比嘉島の高台および斜面の緑
- 宮城島の高台を取り巻く稜線とその周辺の緑
- 伊計島の外縁の稜線とその周辺の緑
- 津堅島の外縁の周辺の緑

0 500m





## 6) 重点景観地区の方針

### (1) 重点景観地区とは

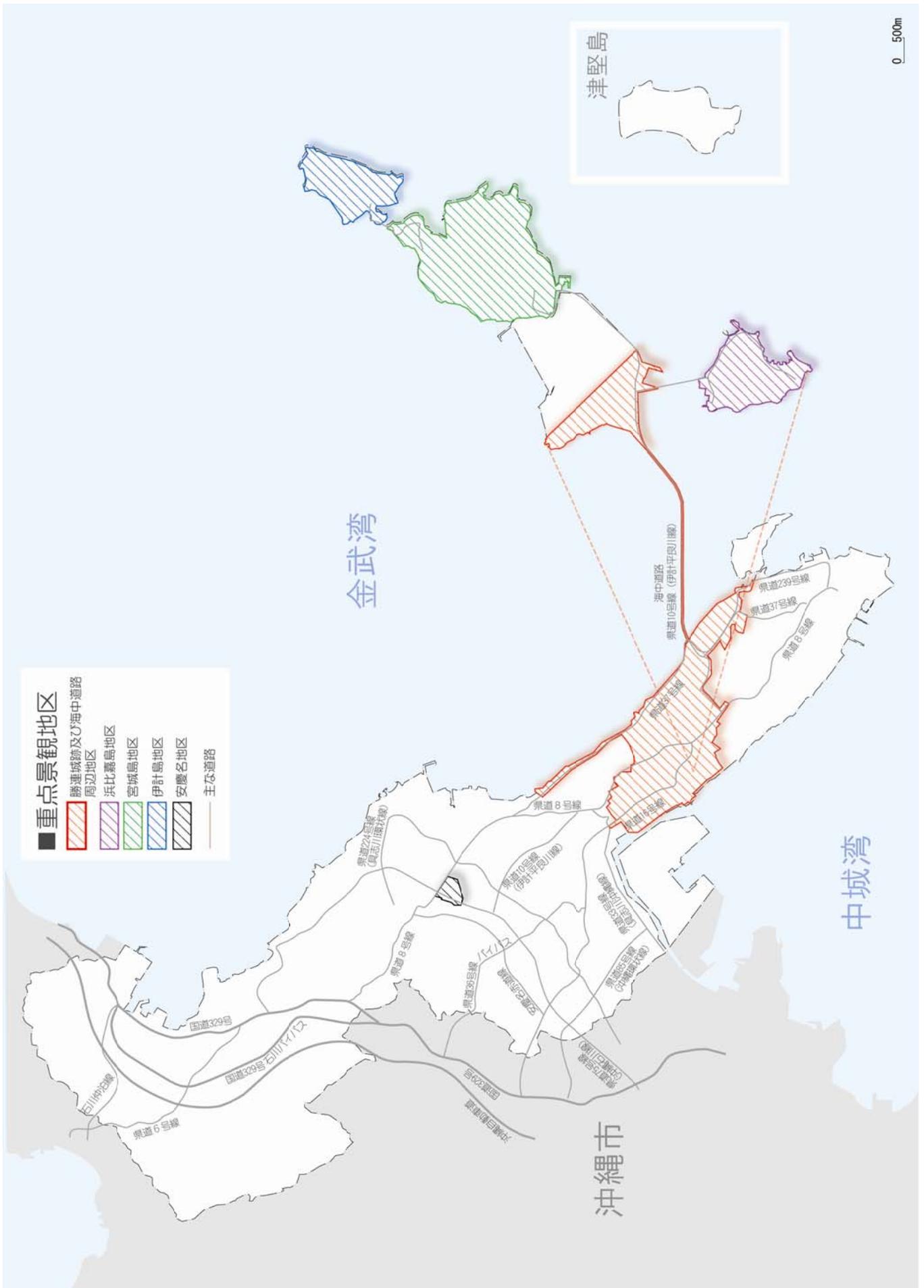
- ・重点景観地区は、本市を代表する優れた景観を有し、その優れた景観が観光などの資源として地域振興に寄与する可能性が高いと見込まれる地区を指定します。また、重点景観地区に指定された地区は、全市の景観づくりに先駆けて景観誘導を進めるため、本市の景観づくりを牽引する役割を担います。
- ・重点景観地区は、必要な事業・支援策等を導入する一方で、類型別に指定する「景観づくりの基準（5. を参照）」に基準を上乗せすることから、対象地区に関わる市民、事業者等の景観づくりに対する意向が重要になります。重点景観地区は、景観計画策定時に対象となる候補地を選定し、対象地区に関わる市民、事業者等の意向を踏まえ、実現に向けて検討を進めます。

### (2) 候補選定にあたっての考え方

- ・素案では重点景観地区の候補として市民及び庁内の意見を踏まえ、以下の5地区を抽出しました。これらの候補地区については、地区の意欲や景観誘導の必要性の高い地区から順次取り組みを進めていきます。（候補地区は、地域意向や必要性等を検討して、候補から除外されたり、追加されたりすることがあります。）

#### ○重点景観地区の候補

- ・勝連城跡及び海中道路周辺地区
- ・浜比嘉島地区
- ・宮城島地区
- ・伊計島地区
- ・安慶名地区





## 5. 景観づくりの基準



(良好な景観形成に関する行為の制限 (景観法第8条2の3))

### 1) 基準設定の考え方

#### ①景観づくりの基準の考え方

景観づくりの基準では、本市の良好な景観を計画的にまもり、つくるため、類型別の区分ごとに一定規模の建築・開発行為等に関するルールを定めました。

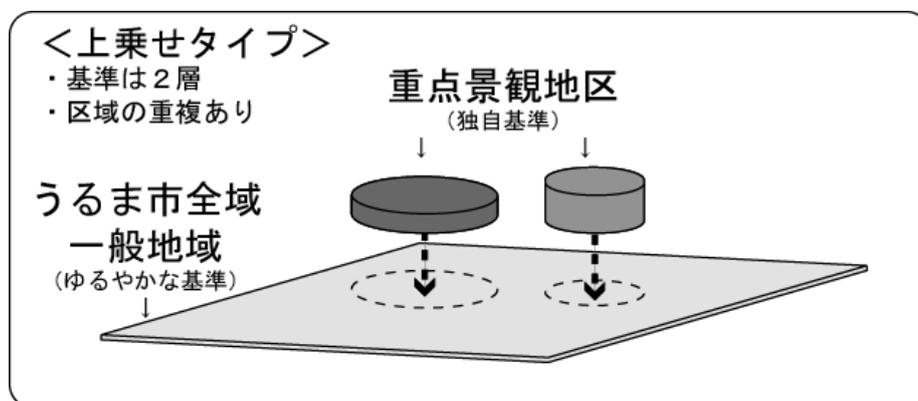
2) の届出対象行為に該当する行為を行おうとする場合は、3) に示す景観づくりの基準に適合するよう努めなければなりません。

#### ②一般地域の基準と重点景観地区の基準

本計画における景観づくりの基準は2層で構成します。

本市全体については、「一般地域の基準」で、類型別方針のエリアごとに緩やかなルールを定めます。

重点景観地区については、当該地区の景観づくり実現に必要な事柄について、一般地域の基準に上乗せして、独自基準を設定することができます(重点景観地区の独自基準は、本計画策定後に順次検討していきます)。



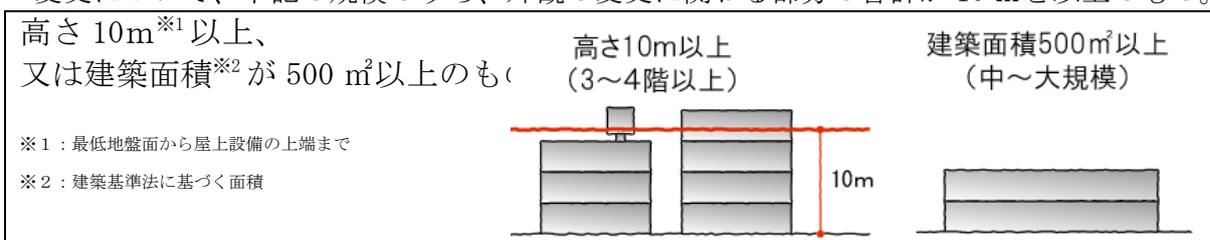
## 2) 一般地域の基準

### (1) 届出対象行為

- 以下の届出対象行為のうち、①建築物、②工作物は、特定届出対象行為（法第17条第1項）になります。（形態・意匠に関わる行為について変更命令をだせるようになります。）

#### ①建築物

- 新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更について、下記の規模のうち、外観の変更に関わる部分の合計が10㎡を以上のもの。



#### ②工作物

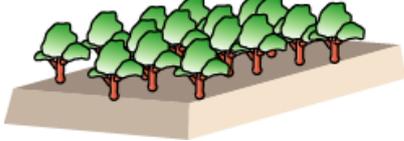
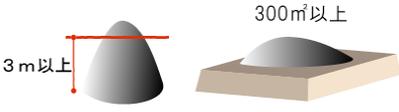
- 新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更について、下表の工作物のうち外観の変更に関わる部分の合計が10㎡を以上のもの。

工作物の種類（概要）	対象となる規模
a 擁壁、垣・柵・塀等	高さ3m以上のもの 擁壁 垣・柵・塀等
b：煙突、鉄塔、コンクリート他 ・電波塔、物見塔、装飾塔類 ・煙突、排気塔類 ・高架水槽、冷却塔類 ・鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱、アンテナ類 ・観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド類 ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント類 ・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、または処理する施設類 ・自動車車庫の用に供する立体的な収納施設類 ・污水処理施設、ごみ処理施設、汚物処理施設、排水処理施設類 ・彫像、記念碑類 ・污水・ごみ処理施設類 ・風力発電施設	高さ10m <sup>*</sup> 以上、又は築造面積500㎡以上のもの ※最低地盤面から屋上設備の上端まで 10m コンクリートプラント等 500㎡以上
c：電気供給または有線電気通信のための電線路または空中線類	高さ20m <sup>*</sup> 以上のもの ※最低地盤面から屋上設備の上端まで 20m
d：墓地等 ・墓地 ・太陽光パネル	築造面積500㎡以上のもの 墓地 500㎡以上

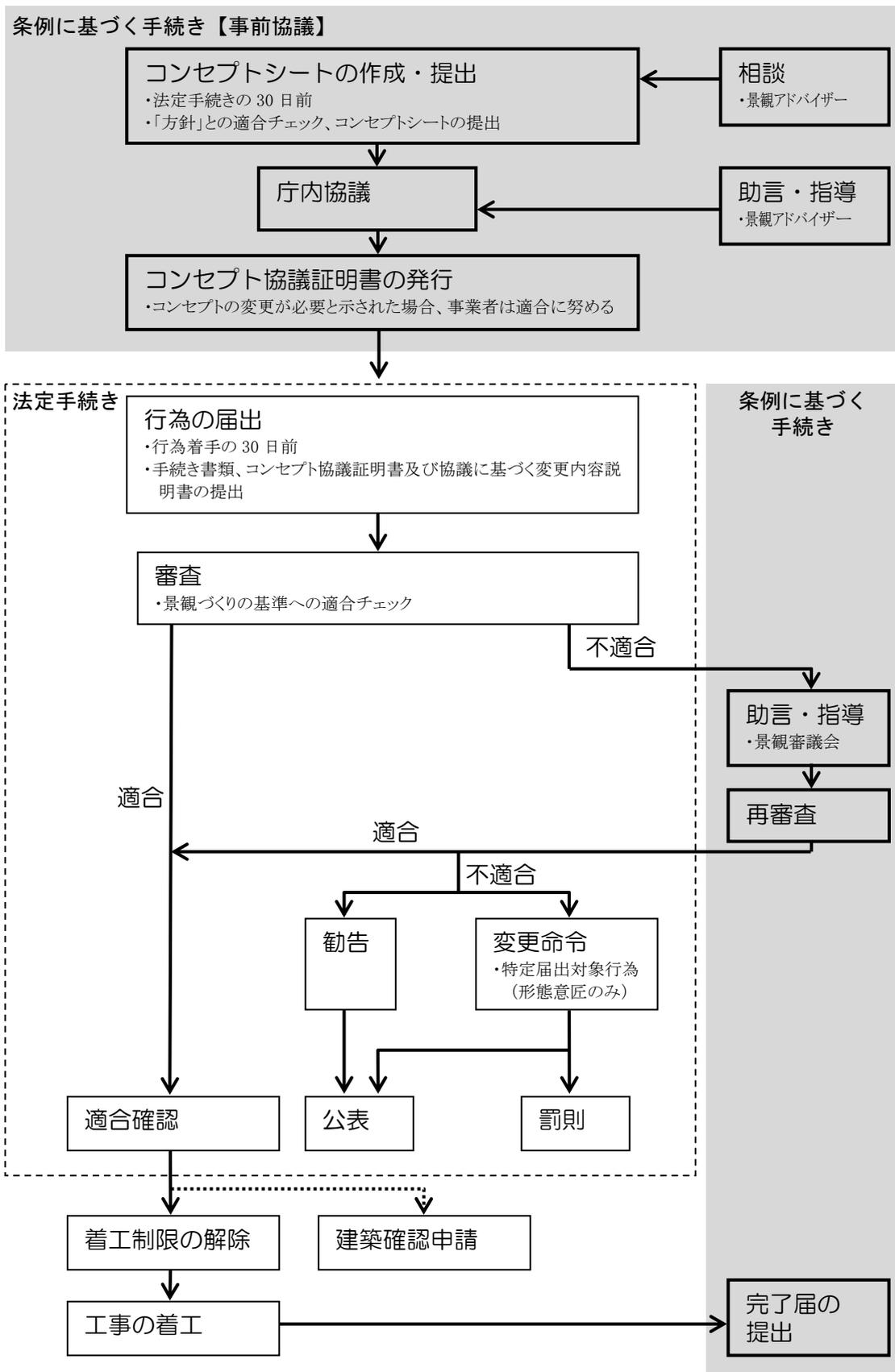




### ③開発行為及びその他の行為

行為の種類別		対象となる規模等
開発行為		面積が 500 m <sup>2</sup> 以上のもの、 又は切土又は盛土によって生ずる法面若しくは擁壁の高さが 3 m 以上のもの
その他	土地の開墾、土石の採取	500m <sup>2</sup> 以上 
	木竹の植栽、伐採	500m <sup>2</sup> 以上 
	屋外における土石、廃棄物、再生資源等その他物件の堆積	堆積の高さが 3 m 以上 又は行為にかかる土地の面積が 300 m <sup>2</sup> 以上のもので、かつ堆積期間が 60 日以上のもの 
	水面の埋立て、干拓	規模に関わらず全ての埋立て・干拓 <b>全ての埋立て・干拓</b>
	特定照明	夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について照明を行う場合で、次のいずれかに該当するもの a. 専用住宅以外の用途の建築物の外観及びその敷地内において、当該行為を行う場合 b. 屋外駐車場や展示場などの屋外利用に供する敷地において、当該行為を行う場合 c. 史跡等の観光スポットにおいて当該行為を行う場合  特定照明の対象イメージ（写真は、石川火力発電所）

<手続きフロー>





## (2) 基準

### ①建築物

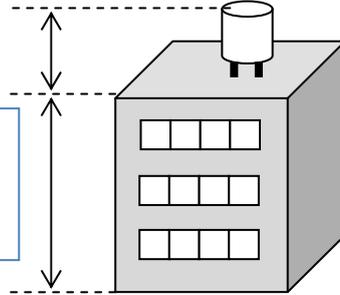
#### ア 高さ・配置

<基準のイメージ>

■高さが調和した街並みを誘導するため、類型別の区分ごとに建築物の高さを誘導します

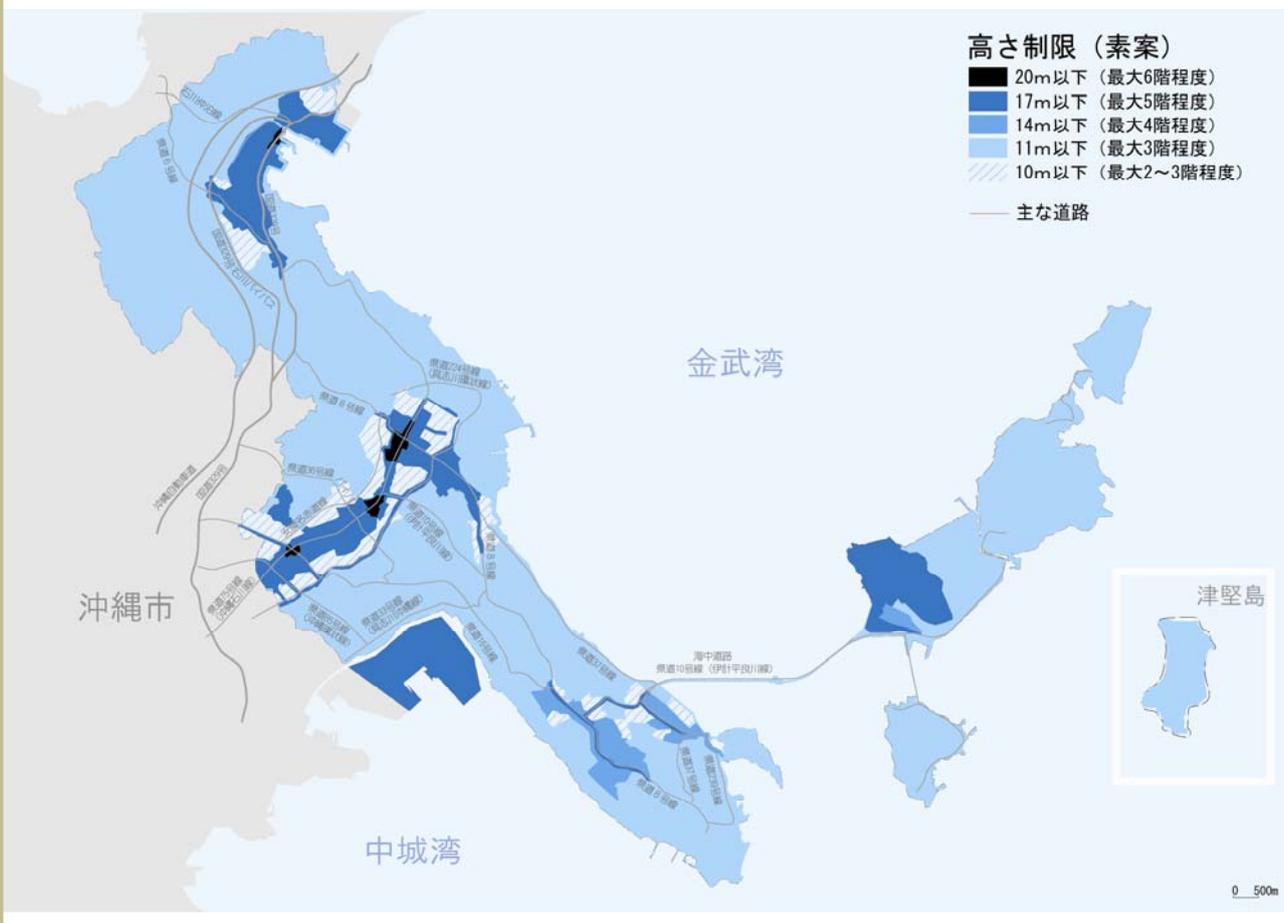
○屋上設備の高さ制限  
=一律5m以下にする

○建築物の高さ制限  
=建築基準法の高さで  
エリアごとに制限



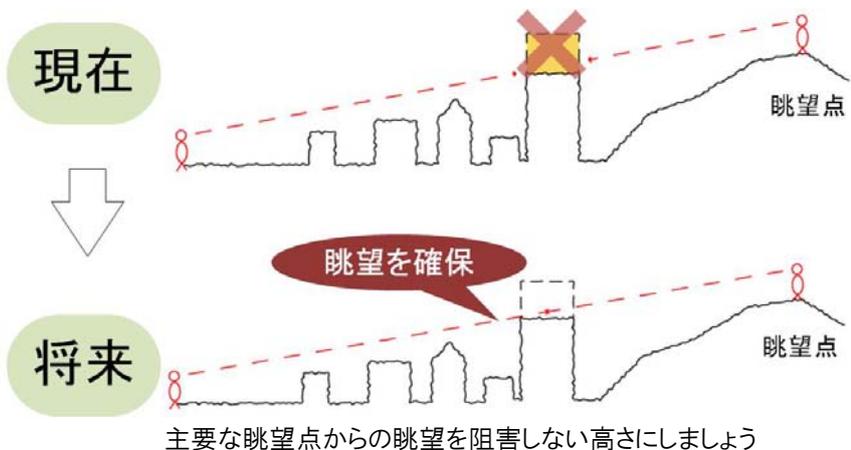
<建築物の高さ制限>

高さ制限	類型別区分	細分類 (用途地域)
20m以下 (最大6階程度)	商業地	商業地域
17m以下 (最大5階程度)	商業地	近隣商業地域、沿道型の住居系用途地域
	工業・大規模施設用地	準工業地域、工業地域、工業専用地域
14m以下 (最大4階程度)	住宅地	沿道系以外の住居地域、具志川、石川の一中高
	住宅地	勝連、与那城の一中高、二中高
11m以下 (最大3階程度)	緑・農地・集落	全域 (用途未指定地域)
	海・河川	全域
10m以下 (最大2~3階程度)	住宅地	一低層 (都市計画法の規定による)

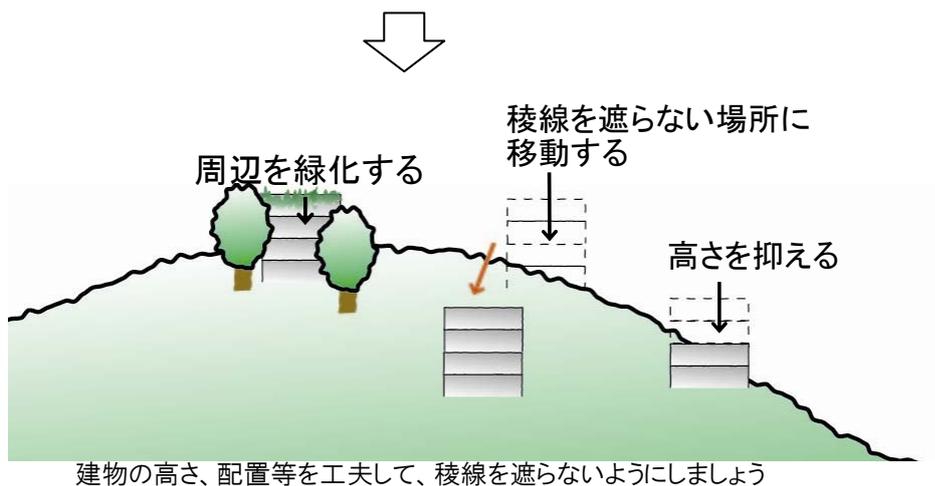


<基準のイメージ>

■眺望を阻害しないよう高さ、配置を誘導します



■緑の稜線を乱さないよう、高さ、配置を誘導します





項目	基準	類型別の区分				
		海	緑	商	住	工
高さ 配置	・高さ11m以下とすること（最大3階程度）。	○	○	-	-	-
	・高さ14m以下とすること（最大4階程度）。 A：勝連・与那城地域の一中高、二中高の区域	-	-	-	A	-
	・高さ17m以下とすること（最大5階程度）。 B：商業地域以外の区域 C：石川・具志川地域の一中高、一住居、二住居の区域	-	-	B	C	○
	・高さ20m以下とすること（最大5階程度）。 D：商業地域の区域	-	-	D	-	-
	・屋上設備の高さは5m以下にすること。	○	○	○	○	○
	・シンボル景観拠点や眺望拠点など主要な眺望点からの眺望を遮らない高さとする。また、海岸線や低地部から主要な眺望点を見上げた時の眺望を阻害しない高さとする。	○	○	○	○	○
	・グスクなど地域を代表する景観資源の周辺は資源の雰囲気配慮した高さ、配置とすること。	○	○	○	○	○
	・緑の骨格軸に位置付けた稜線の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置及び高さとする。やむを得ず尾根線から突出してしまう場合は、斜面の傾斜に合わせて屋根に勾配を持たせたり、壁面緑化や敷地内緑化等により周辺の緑となじませたり、緑や空の色と調和する色彩にするなど、稜線となじませる工夫を施すこと。	○	○	○	○	○
	・海及び河川の近傍にある、低地、斜面、高台に建築する場合は、周囲の緑や街並みから突出しない高さとする。やむを得ず尾根線から突出してしまう場合は、斜面の傾斜に合わせて屋根に勾配を持たせたり、壁面緑化や敷地内緑化等により周辺の緑となじませたり、緑や空の色と調和する色彩にするなど、稜線となじませる工夫を施すこと。	○	-	-	-	-
	・海及び河川の近傍にあっては、建築物による圧迫感の軽減と水辺の開放感のある空間とするため、できる限り水際から壁面を後退させること。	○	-	-	-	-
	・ビーチや親水性のある河川敷、水際の散策路など、水辺を楽しむことができる公共空間と敷地が面する場合は、壁面後退や緑化などにより、公共空間と一体となつたうらおいとゆとりの空間の創出に努めること。	○	-	-	-	-
	・周辺に圧迫感を与えないよう道路や公園等の公共空間側の敷地境界線からできる限り後退させること。	○	○	○	○	○
・屋外・屋上設備については、道路や公園等の公共場所から容易に見通せないような場所に配置すること。やむを得ず目立つ場所に配置する場合は、設備をできる限り露出させないこと。具体的には、建築物の外壁と同じまたは調和した素材による遮蔽・仕上げなど、工夫すること。	○	○	○	○	○	
・屋外駐車場については、安全上支障のない範囲で出入口を限定し、できる限り、道路や公園等の公共の場所から見通せないような場所に配置する。	○	○	○	○	○	

<表中の「類型別の区分」の意味>「海」:海・河川、「緑」:緑・農地・集落、「商」:商業地、「住」:住宅地、「工」:工業・大規模施設用地  
 <表中書体の意味>ゴシック:数値基準、明朝:定性基準

## イ 形態・意匠

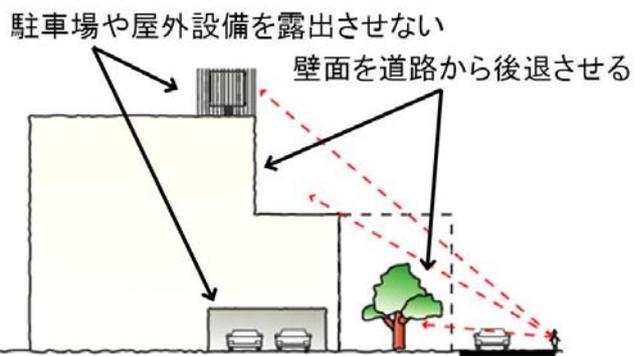
＜基準のイメージ＞



うるまの風土を感じるデザインや素材を活用しましょう

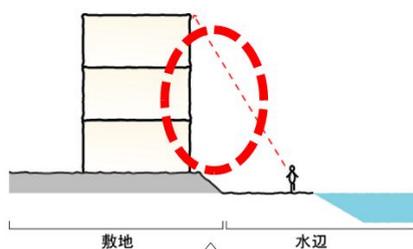


閉鎖的な空間にならないよう、外溝の高さや形状等に配慮しましょう



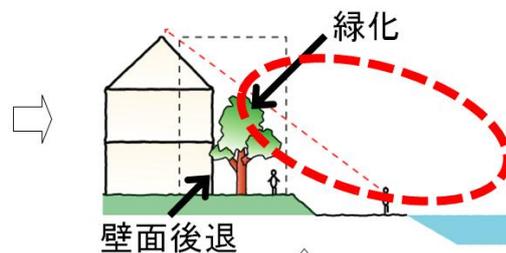
大規模建築物は周辺に圧迫感を与えないよう、壁面後退や緑化などで工夫しましょう

現在



水際に壁のように建物が建つと圧迫感を感じます

将来



民地と水辺の一体的な空間をつくる

海・河川に面する部分は、壁面後退や緑化などによって開放感と親水性に配慮した空間をつくりましょう





項目	基準	類型別の区分				
		海	緑	商	住	工
形態 意匠	・シンボル景観拠点や眺望拠点など主要な眺望点からの眺望を阻害するような目立つ奇抜なデザインは控えること。 また、海岸線や低地部から主要な眺望点を見上げた時の眺望を阻害しないよう目立つ奇抜なデザインは控えること。	○	○	○	○	○
	・大規模建築物の場合は、外壁に動きのある形状を加えたり、棟を分けるなど、圧迫感の軽減に努めること。	○	○	○	○	○
	・太陽光パネルを設置する場合は、パネルの最上部が当該建築物の高さを超えないようにし、できる限り屋根と一体化すること。 また、できる限り、周辺の景観との調和に配慮すると共に、道路や公園等の公共の場所から目立たないよう配置等を工夫すること。	○	○	○	○	○
	・グスクなど地域を代表する景観資源の周辺は、資源の雰囲気と調和した形態・意匠を用いること。	○	○	○	○	○
	・地域の祭事等が行われる史跡、施設及び主要なルートの周辺にあたっては、祭事の環境に不可欠な石垣や樹木等をまもるなど、祭事の雰囲気づくりに配慮すること。	○	○	○	○	○
	・石垣、カー、あしびなーなどの集落を構成する要素が敷地内にある場合は、できる限り従前のまま残すこと。	-	○	-	○	-
	・行為を行う敷地が昔ながらの集落景観が残るエリアの中にある場合は、できる限りそのエリアに伝わる伝統様式に基づくデザイン等を用いること。	-	○	-	○	-
	・自然環境となじむよう、できる限り木材、石材などの自然素材を活用すること。	○	○	-	-	-
	・できる限り琉球石灰岩などの本市又は本県の景観特性を特徴づける地場産材を活用すること。	○	○	○	○	○
	・大規模施設については、無機質な空間にならないよう、外壁や屋根などに自然素材を活用すること。	○	○	○	○	○
	・冷たさを感じさせる素材又は反射光のある素材は壁面などの大部分にわたって使用しないこと。	○	○	○	○	○
	・垣または柵を設ける場合は、できる限り石材などの自然素材、または生垣を使用すること。やむを得ずブロック塀を用いる場合は、高さを抑えたり透過性のあるものにするなど、圧迫感の軽減と周辺景観への調和に配慮すること。	○	○	○	○	○
・敷地の外縁付近に設置するフェンス等は、耐久性や耐候性の高いものを使用すること。	○	○	○	○	○	

<表中の「類型別の区分」の意味>「海」:海・河川、「緑」:緑・農地・集落、「商」:商業地、「住」:住宅地、「工」:工業・大規模施設用地  
 <表中書体の意味>ゴシック:数値基準、明朝:定性基準

## ウ 色彩

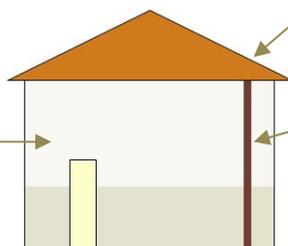
<基準のイメージ>

■本市の風土になじむ色彩を誘導します

<部位ごとの色彩基準>

### ● 基調色(外壁)

- ・明度8以上、彩度2以下  
(淡い、太陽に映える色)



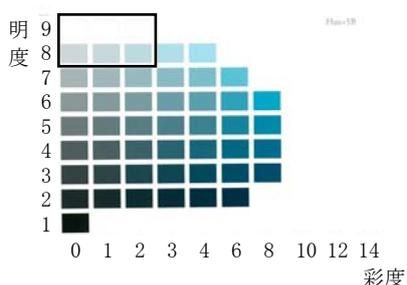
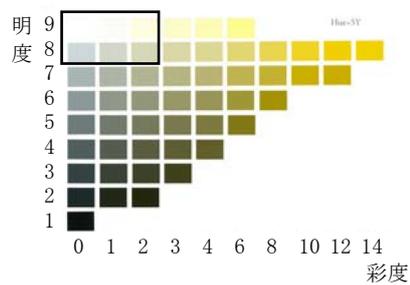
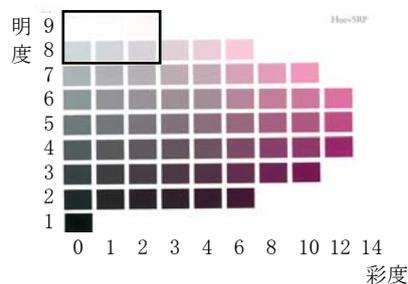
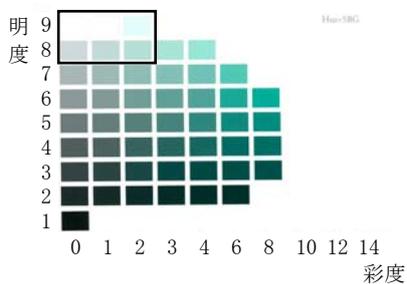
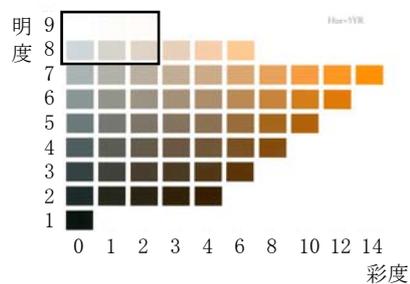
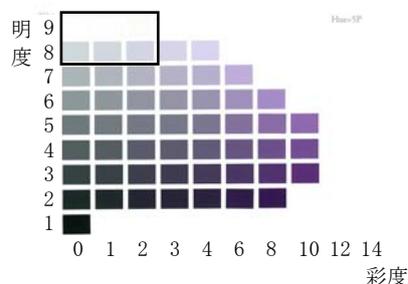
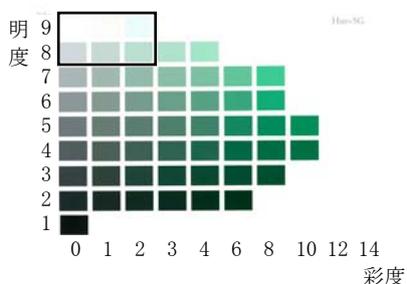
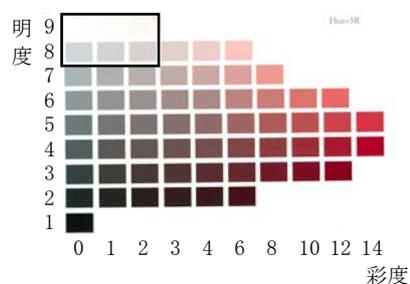
### ● 屋根色

- ・外壁と類似色
- ・原色は使用不可

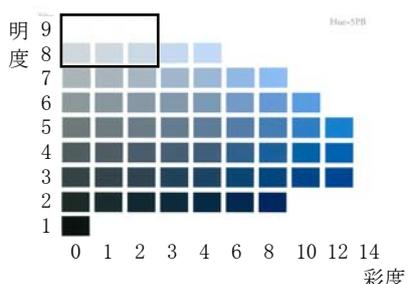
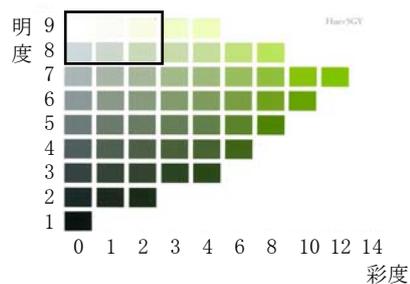
### ● アクセント色

- ・基調色以外の色彩について  
商業地は壁面の10%まで  
その他は壁面の5%まで  
使用可能

<マンセルシステムに基づく基調色の色彩基準の範囲>



□ 明度 8 以上、  
彩度 2 以下の範囲



出典:マンセルシステム  
による色彩の定規  
(発行日本色研事業株  
式会社)

建物周辺の景観と調和する色彩を選びましょう





項目	基準	類型別の区分				
		海	緑	商	住	工
色彩	・グスクなど地域を代表する景観資源の周辺は資源の雰囲気を壊さないよう、史跡等の持つ色彩と調和に努めること。	○	○	○	○	○
	・高層部分の外壁については、遠くから見た時に空や周囲になじむような色彩を使用すること。	○	○	○	○	○
	・建築物の外壁は、周辺になじむ色相とし、明度8以上、彩度2以下の範囲とする。ただし、赤瓦などの自然素材はこの限りではない。	○	○	○	○	○
	・デザインのアクセントとして、壁面や軒裏に対して上記範囲外の色彩（アクセント色）を使用する場合は、周辺景観との調和に考慮し、各立面の表面積の5%以下とすること。	○	○	-	○	○
	・商業地の賑わいを創出するため、デザインのアクセントとして、壁面や軒裏に対して上記範囲外の色彩（アクセント色）を使用する場合は、周辺景観との調和に考慮し、各立面の表面積の10%以下とすること。	-	-	○	-	-
	・屋根の色彩は、周辺景観との調和に考慮し、外壁で使用した色彩の類似色を使用すること。ただし、原色は使用しないこと。	○	○	○	○	○
	・色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮すること。	○	○	○	○	○
	・大規模施設については、コンクリートの無機質な空間にならないよう、外壁や屋根などを周辺と調和する色彩にするなどの工夫をすること。	○	○	○	○	○

<表中の「類型別の区分」の意味>「海」:海・河川、「緑」:緑・農地・集落、「商」:商業地、「住」:住宅地、「工」:工業・大規模施設用地  
 <表中書体の意味>ゴシック:数値基準、明朝:定性基準

## エ 緑化等

<基準のイメージ>

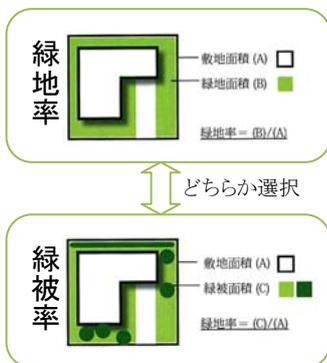
### ■敷地内に残る緑の保全を誘導します



地域の景観を特徴づける樹木や植栽等はできるだけ残しましょう

### ■敷地内緑化を誘導します

- ・一定程度の緑化を確保するため、**エリアごとに緑化基準を設定**します。
- ・緑化基準は、敷地条件に合わせて**緑地率と緑被率のどちらか**を選択できます。



	類型別の区分	細分類 (用途地域)	例外
緑地率 20%以上 または緑被率 30%以上	海・河川 緑・農地・集落 住宅地 工業・大規模施設 用地	用途未指定地域 住居系用途地域 (沿道型 を除く) 工業系用途地域 用途地域に関わらず海・ 河川にかかるエリア	大規模 商業施 設 宿泊施 設
緑地率 10%以上 または緑被率 20%以上	商業地 (沿道系)	住居系用途地域 (沿道型) 近隣商業地域 用途未指定地域 (州崎)	-
緑地率 5%以上 または緑被率 15%以上	商業地 (商業地 域)	商業地域	-





## <基準イメージ>

### ■道路や公園などの公共空間沿いの緑化を誘導します



公共空間沿いは、うるおいのある景観をつくるために緑化に努めましょう

### <特に緑化を図るエリア>

- ・本市の顔となる景観骨格軸となる道路沿道については、緑視率\*に基づく緑化基準を設け、一定の緑化を誘導します。

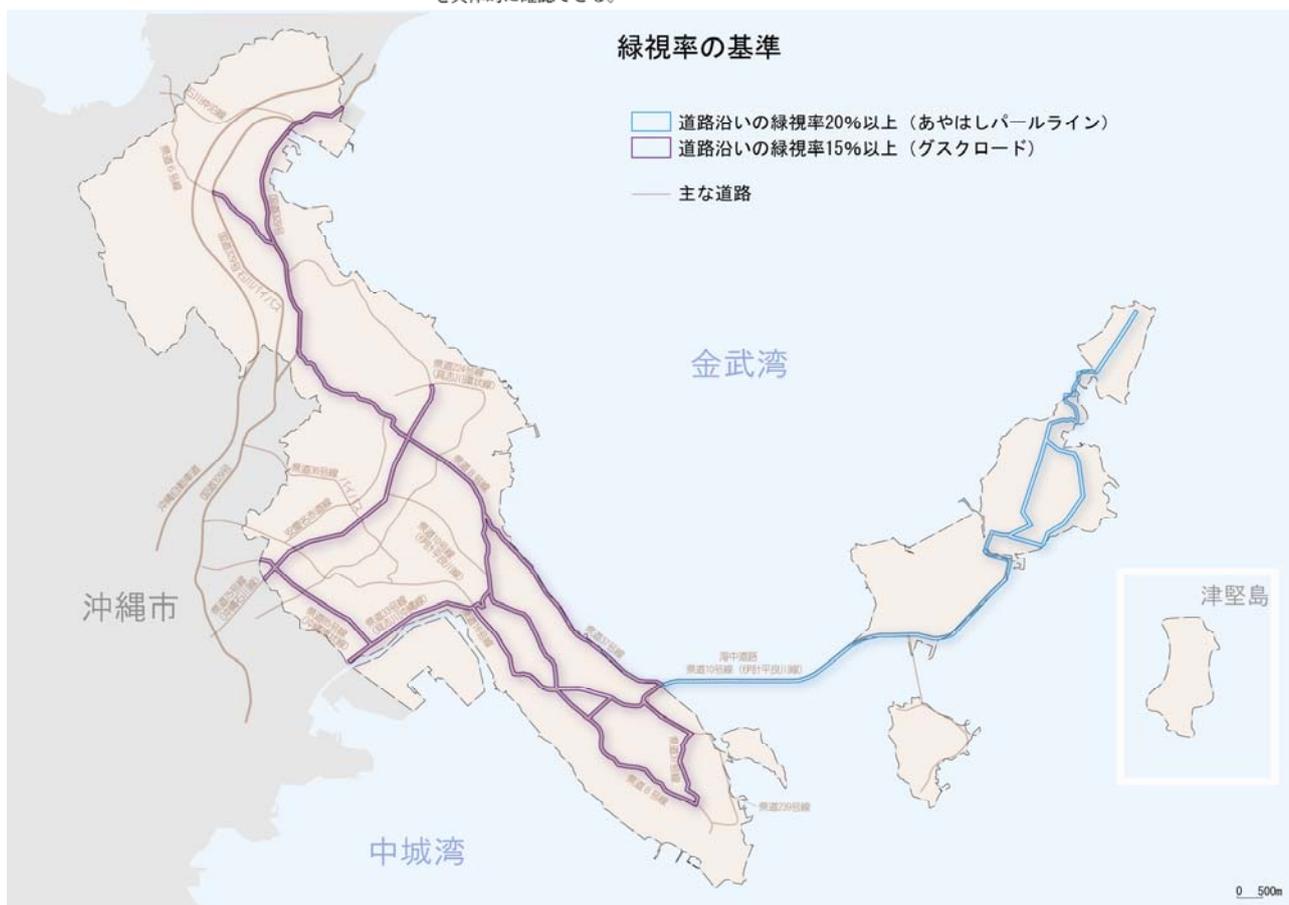
#### ※緑視率

特定の地点から対象となる敷地を見た時に、一定の空間領域に占める緑の割合で示します。



◎立体的な緑を評価できる。沿道景観における緑の像を具体的に確認できる。

緑視率	対象エリア
緑視率 20%以上	・あやはしパールラインに位置付けられている道路
緑視率 15%以上	・グスクロードに位置付けられている道路



項目	基準	類型別の区分				
		海	緑	商	住	工
緑化 など	・ 緑地率 5%以上又は緑被率 10%以上とする。 (A:沿道系以外の商業地)	-	-	A	-	-
	・ 緑地率 10%以上又は緑被率 20%以上とすること。 (B:沿道系の商業地)	-	-	B	-	-
	・ 緑地率 20%以上又は緑被率 30%以上とすること。	○	○	-	○	○
	・ 大型小売店舗(店舗面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上)や宿泊施設は、所在するエリアに関係なく緑地率 20%以上又は緑被率 30%以上とすること。	○	○	○	○	○
	・ 緑地率及び緑被率に基づき緑化する場合は、できる限り道・公園などの公共空間側に配置し、緑の感じられる街並みを演出すること。	○	○	○	○	○
	・ グスクロードに位置付けられた道路沿いの敷地は、道路に面する部分の緑視率を 15%以上とすること。	○	○	○	○	○
	・ あやはしパールラインに位置付けられた道路沿いの敷地は、道路に面する部分の緑視率を 20%以上とすること。	-	○	-	-	-
	・ 道路や公園等の公共の場所に面する部分については、花などを植えることにより、明るく華やかな街並みづくりに努めること。	○	○	○	○	○
	・ 長大な壁面が生じる場合は、敷地内緑化、壁面緑化、屋上緑化により圧迫感の軽減に努めること。	○	○	○	○	○
	・ 敷地内の植栽にあたっては、地域の植生と調和した種類を選び修景すること。	○	○	○	○	○
	・ 敷地内に地域にとって重要な動植物の生息環境がある場合は、できる限り自然のままの状態を残すこと。	○	○	○	○	○
	・ 敷地内にある樹木等の植栽が地域の景観を特徴づけるものであったり、樹姿・樹勢の優れたものである場合は、できる限り保存し修景に活かすこと。 やむを得ず伐採しなければならない場合は、これに代わる植栽を行うこと。	○	○	○	○	○
	・ 行為を行う敷地が、グスクなど地域を代表する景観資源の周辺にある場合は、資源の周りにおける植栽との連続性や調和に配慮した植栽の配置、樹種の選定を行うこと。	○	○	○	○	○
・ 海や河川沿いにあたっては、水辺周辺のうるおいのある空間をつくるため、できる限り水辺に面する部分の緑化に努めること。	○	-	-	-	-	

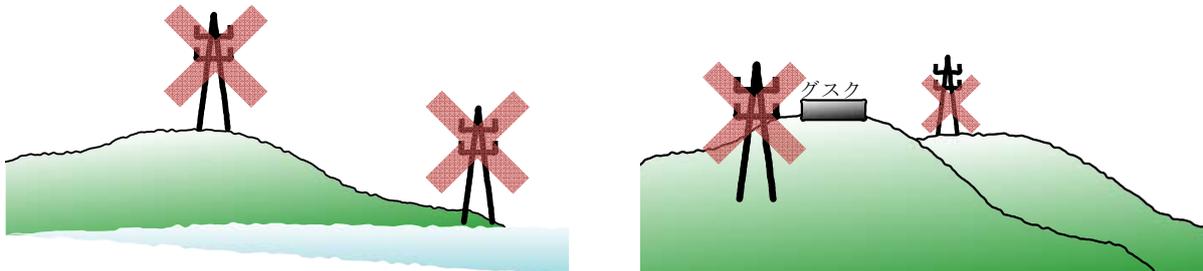
<表中の「類型別の区分」の意味>「海」:海・河川、「緑」:緑・農地・集落、「商」:商業地、「住」:住宅地、「工」:工業・大規模施設用地  
 <表中書体の意味>ゴシック:数値基準、明朝:定性基準



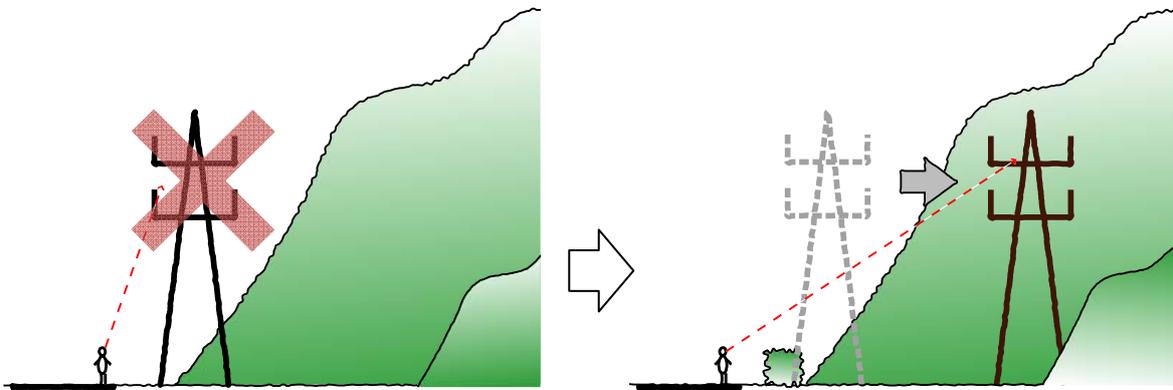


## ② 工作物

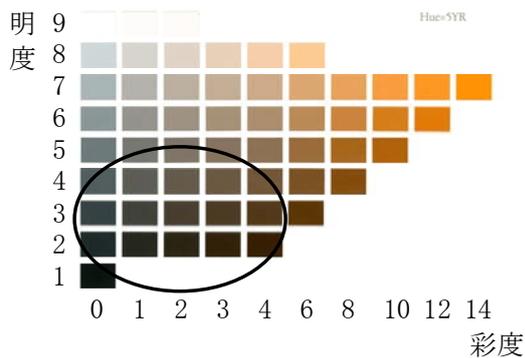
<基準イメージ>



緑の稜線、海・河川をはじめ、ガスクなどの本市を代表する景観資源の周辺では、その良好な景観を阻害しないよう、高さ・配置等に配慮しましょう



道路などの公共空間から後退させたり周辺には緑を植えるなど配置等を工夫し、周辺景観への影響に配慮しましょう



背景が緑の場合、茶系(YR系)を使用しましょう  
(概ね上図の範囲)



背景が空の場合、空になじむ淡い色を使用しましょう  
(明度8以上、彩度2以下)

## ア 高さ・配置

項目	基準	類型別の区分				
		海	緑	商	住	工
高さ 配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の街並みと調和するよう、高さを周辺の建築物と同程度の高さに抑えること。</li> <li>ただし、機能上支障がある場合はこの限りではないが、必要最低限の高さにとどめること。</li> </ul>	○	○	○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑の骨格軸に位置付けた稜線の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置及び高さとする。</li> <li>やむを得ず尾根線から突出してしまう場合は、壁面緑化や敷地内緑化等により周辺の緑となじませたり、緑や空の色と調和する色彩にするなど、稜線となじませる工夫を施すこと。</li> </ul>	○	○	○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>シンボル景観拠点や眺望拠点など主要な眺望点からの眺望を遮らない高さとする。また、海岸線や低地部から主要な眺望点を見上げた時の眺望を阻害しない高さとする。</li> </ul>	○	○	○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為を行う敷地が、グスクなど地域を代表する景観資源の周辺にある場合は、景観資源の周辺は資源の雰囲気壊さないよう、付属設備等を含めて高さ・配置等に配慮すること。</li> </ul>	○	○	○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺に圧迫感を与えないよう道路や公園等の公共空間側の敷地境界線からできる限り後退させること。</li> </ul>	○	○	○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>できる限り周辺の地形や街並み等になじむ位置に設置すること。</li> </ul>	○	○	○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外・屋上設備については、道路や公園等の公共場所から容易に見通せないような場所に配置すること。やむを得ず目立つ場所に配置する場合は、設備をできる限り露出させないこと。具体的には、建築物の外壁と同じまたは調和した素材による遮蔽・仕上げなど、工夫すること。</li> </ul>	○	○	○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外駐車場については、安全上支障のない範囲で出入口を限定し、できる限り、道路や公園等の公共の場所から見通せないような場所に配置する。</li> </ul>	○	○	○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>海及び河川の近傍にある、低地、斜面、高台に建築する場合は、周囲の緑や街並みから突出しない高さとする。</li> <li>やむを得ず尾根線から突出してしまう場合は、斜面の傾斜に合わせて屋根に勾配を持たせたり、壁面緑化や敷地内緑化等により周辺の緑となじませたり、緑や空の色と調和する色彩にするなど、稜線となじませる工夫を施すこと。</li> </ul>	○	-	-	-	-
	<ul style="list-style-type: none"> <li>海及び河川の近傍にあっては、建築物による圧迫感の軽減と水辺の開放感のある空間とするため、できる限り水際から壁面を後退させること。</li> </ul>	○	-	-	-	-
<ul style="list-style-type: none"> <li>ビーチや親水性のある河川敷、水際の散策路など、水辺を楽しむことができる公共空間と敷地が面する場合は、壁面後退や緑化などにより、公共空間と一体となったうおいとゆとりの空間の創出に努めること。</li> </ul>	○	-	-	-	-	

<表中の「類型別の区分」の意味>「海」:海・河川、「緑」:緑・農地・集落、「商」:商業地、「住」:住宅地、「工」:工業・大規模施設用地  
 <表中書体の意味>ゴシック:数値基準、明朝:定性基準





## イ 形態・意匠・色彩

項目	基準	類型別の区分				
		海	緑	商	住	工
形態 意匠	・グスクなど地域を代表する景観資源の周辺は、資源の雰囲気と調和した形態・意匠を用いること。	○	○	○	○	○
	・シンボル景観拠点や眺望拠点など主要な眺望点からの眺望を阻害するような目立つ奇抜なデザインは控えること。 また、海岸線や低地部から主要な眺望点を見上げた時の眺望を阻害しないよう目立つ奇抜なデザインは控えること。	○	○	○	○	○
	・大規模建築物の場合は、外壁に動きのある形状を加えたり、棟を分けるなど、圧迫感の軽減に努めること。	○	○	○	○	○
	・垣または柵を設ける場合は、できる限り石材などの自然素材、または生垣を使用すること。やむを得ずブロック塀を用いて設置する場合は、高さを抑えたり透過性のあるものにするなど、圧迫感の軽減と周辺景観への調和に配慮すること。	○	○	○	○	○
	・携帯電話基地局等の工作物については、背景になじむデザイン・素材とすること。	○	○	○	○	○
	・太陽光パネルを設置する場合は、周辺の景観との調和に配慮すると共に、道路や公園等の公共の場所から目立たないように配置等を工夫すること。	○	○	○	○	○
	・地域の祭事等が行われる史跡、施設及び主要なルートの周辺にあたっては、祭りの環境に不可欠な石垣や樹木等をまもるなど、祭りの雰囲気づくりに配慮すること。	○	○	○	○	○
	・石垣、カー、あしびなーなどの集落を構成する要素が敷地内にある場合は、できる限り従前のまま残すこと。	-	○	-	○	-
	・行為を行う敷地が昔ながらの集落景観が残るエリアの中にある場合は、できる限りそのエリアに伝わる伝統様式に基づくデザイン等を用いること。	-	○	-	○	-
	・墓地を道路・公園などの公共の場所から見通せる場所に建設する場合は、周辺環境との調和したデザインとすること。	○	○	○	○	○
	・できる限り琉球石灰岩などの本市又は本県の景観特性を特徴づける地場産材を活用すること。	○	○	○	○	○
	・大規模施設については、無機質な空間にならないよう、外壁や屋根などに自然素材を活用すること。	○	○	○	○	○
	・敷地の外縁付近に設置するフェンス等は、耐久性や耐候性の高いものを使用すること。	○	○	○	○	○
	・冷たさを感じさせる素材又は反射光のある素材は壁面などの大部分にわたって使用しないこと。	○	○	○	○	○
・自然環境となじむよう、できる限り木材、石材などの自然素材を使用すること。	○	○	-	-	-	
色彩	・壁面等を設置する場合は、周辺になじむ色相とし、明度8以上、彩度2以下の範囲とする。ただし、赤瓦などの自然素材はこの限りではない。	○	○	○	○	○
	・携帯電話基地局等の工作物の色彩については、周辺景観との調和に配慮し、目立たない工夫をすること。 背景が空の場合、明度8以上、彩度2以下とし、背景が樹林地の場合、茶系（YR）で低明度、低彩度とすること。 背景が市街地等、上記以外の場合、背景の建築物等と調和した色彩を用いること。	○	○	○	○	○

項目	基準	類型別の区分				
		海	緑	商	住	工
	・ 工作物の仕上げは、背景や立地場所を考慮し、できる限り周囲になじむ色彩を使用すること。	○	○	○	○	○
	・ 大規模施設については、コンクリートの無機質な空間にならないよう、外壁や屋根などを周辺と調和する色彩にするなどの工夫をすること。	○	○	○	○	○

<表中の「類型別の区分」の意味>「海」:海・河川、「緑」:緑・農地・集落、「商」:商業地、「住」:住宅地、「工」:工業・大規模施設用地

<表中書体の意味>ゴシック:数値基準、明朝:定性基準





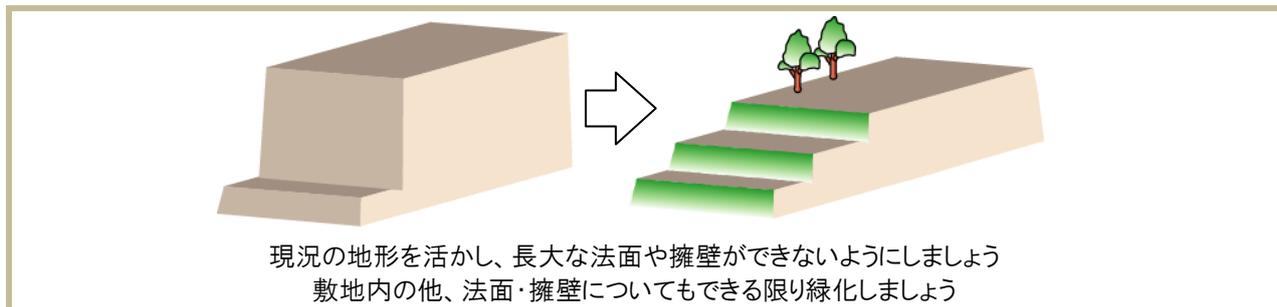
## ウ 緑化等

項目	基準	類型別の区分				
		海	緑	商	住	工
緑化 など	・ 緑地率 5%以上又は緑被率 10%以上とする。 （A：沿道系以外の商業地）	-	-	A	-	-
	・ 緑地率 10%以上又は緑被率 20%以上とすること。 （B：沿道系の商業地）	-	-	B	-	-
	・ 緑地率 20%以上又は緑被率 30%以上とすること。	○	○	-	○	○
	・ 緑地率及び緑被率に基づき緑化する場合は、できる限り道・公園などの公共空間側に配置し、緑の感じられる街並みを演出すること。	○	○	○	○	○
	・ グスクロードに位置付けられた道路沿いの敷地は、道路に面する部分の緑視率を 15%以上とすること。	○	○	○	○	○
	・ あやはしパールラインに位置付けられた道路沿いの敷地は、道路に面する部分の緑視率を 20%以上とすること。	-	○	-	-	-
	・ 道路や公園等の公共の場所に面する部分については、花などを植えることにより、明るく華やかな街並みづくりに努めること。	○	○	○	○	○
	・ 敷地内の植栽にあたっては、地域の植生と調和した種類を選び修景すること。	○	○	○	○	○
	・ 敷地内に地域にとって重要な動植物の生息環境がある場合は、できる限り自然のままの状態を残すこと。	○	○	○	○	○
	・ 敷地内にある樹木等の植栽が地域の景観を特徴づけるものであったり、樹姿・樹勢の優れたものである場合は、できる限り保存し修景に活かすこと。 やむを得ず伐採しなければならない場合は、これに代わる植栽を行うこと。	○	○	○	○	○
	・ 長大な壁面が生じる場合は、敷地内緑化、壁面緑化、屋上緑化により圧迫感の軽減に努めること。	○	○	○	○	○
	・ 墓地を道路・公園などの公共の場所から見通せる場所に建設する場合は、できる限り敷地内を緑化し、周辺環境になじませること。	○	○	○	○	○
	・ 行為を行う敷地が、グスクなど地域を代表する景観資源の周辺にある場合は、資源の周りにおける植栽との連続性や調和に配慮した植栽の配置、樹種の選定を行うこと。	○	○	○	○	○
・ 海や河川沿いにあたっては、水辺周辺のうるおいのある空間をつくるため、できる限り水辺に面する部分の緑化に努めること。	○	-	-	-	-	

<表中の「類型別の区分」の意味>「海」:海・河川、「緑」:緑・農地・集落、「商」:商業地、「住」:住宅地、「工」:工業・大規模施設用地  
 <表中書体の意味>ゴシック:数値基準、明朝:定性基準

### ③開発行為

＜基準のイメージ＞



項目	基準	類型別の区分				
		海	緑	商	住	工
高さ配置	・区画形質の変更後については、現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。	○	○	○	○	○
形態意匠	・地域の祭事等が行われる史跡、施設及び主要なルートの周辺にあたっては、祭事の環境に不可欠な石垣や樹木等をまもるなど、祭事の雰囲気づくりに配慮すること。	○	○	○	○	○
	・石垣、カー、あしびなーなどの集落を構成する要素が敷地内にある場合は、できる限り従前のまま残すこと。	-	○	-	○	-
	・行為を行う敷地が昔ながらの集落景観が残るエリアの中にある場合は、できる限りそのエリアに伝わる伝統様式に基づくデザイン等を用いること。	-	○	-	○	-
	・擁壁を築造する場合は、周辺との調和に配慮した形態及び材料とすること。	○	○	○	○	○
	・擁壁・法面を設置する場合は、緑化や斜面の分節化、自然素材の活用等により圧迫感の軽減と周辺景観への調和に配慮すること。	○	○	○	○	○
	・垣または柵を設ける場合は、できる限り石材などの自然素材、または生垣を使用すること。ブロック塀を用いて設置する場合は、高さを抑えたり透過性のあるものにするなど、圧迫感の軽減と周辺景観への調和に配慮すること。	○	○	○	○	○
色彩	・グスクなど地域を代表する景観資源の周辺は資源の雰囲気を壊さないよう、史跡等の持つ色彩と調和に努めること。	○	○	○	○	○



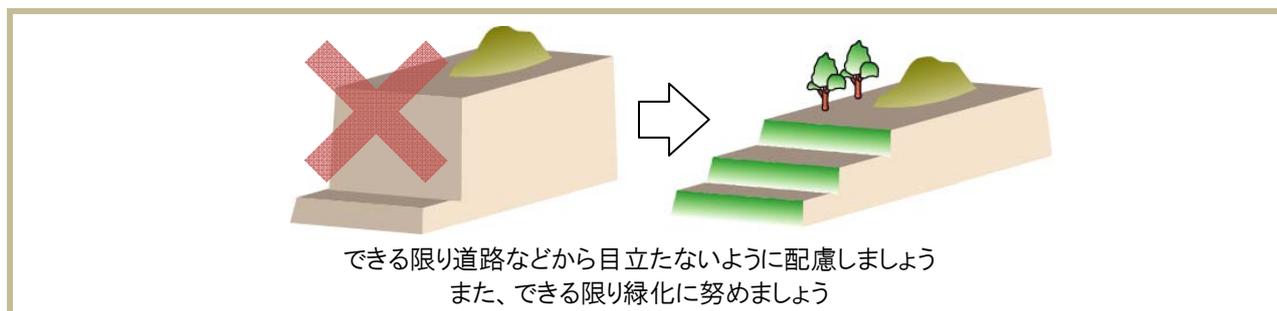


項目	基準	類型別の区分				
		海	緑	商	住	工
緑化 など	・緑地率5%以上又は緑被率10%以上とする。 (A:沿道系以外の商業地)	-	-	A	-	-
	・緑地率10%以上又は緑被率20%以上とすること。 (B:沿道系の商業地)	-	-	B	-	-
	・緑地率20%以上又は緑被率30%以上とすること。	○	○	-	○	○
	・緑地率及び緑被率に基づき緑化する場合は、できる限り道・公園などの公共空間側に配置し、緑の感じられる街並みを演出すること。	○	○	○	○	○
	・グスクロードに位置付けられた道路沿いの敷地は、道路に面する部分の緑視率を15%以上とすること。	○	○	○	○	○
	・あやはしパールラインに位置付けられた道路沿いの敷地は、道路に面する部分の緑視率を20%以上とすること。	-	○	-	-	-
	・法面は、緑化可能な勾配とすること。	○	○	○	○	○
	・敷地内の植栽にあたっては、地域の植生と調和した種類を選び修景すること。	○	○	○	○	○
	・敷地内に地域にとって重要な動植物の生息環境がある場合は、できる限り自然のままの状態を残すこと。	○	○	○	○	○
	・敷地内にある樹木等の植栽が地域の景観を特徴づけるものであったり、樹姿・樹勢の優れたものである場合は、できる限り保存し修景に活かすこと。 やむを得ず伐採しなければならない場合は、これに代わる植栽を行うこと。	○	○	○	○	○
	・海や河川沿いにあたっては、水辺周辺のうるおいのある空間をつくるため、できる限り水辺に面する部分の緑化に努めること。	○	-	-	-	-
・行為を行う敷地が、グスクなど地域を代表する景観資源の周辺にある場合は、資源の周りにおける植栽との連続性や調和に配慮した植栽の配置、樹種の選定を行うこと。	○	○	○	○	○	

<表中の「類型別の区分」の意味>「海」:海・河川、「緑」:緑・農地・集落、「商」:商業地、「住」:住宅地、「工」:工業・大規模施設用地  
 <表中書体の意味>ゴシック:数値基準、明朝:定性基準

## ④土地の開墾、土石の採取

## ＜基準のイメージ＞



項目	基準	類型別の区分				
		海	緑	商	住	工
高さ配置	・区画形質の変更後については、現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。	○	○	○	○	○
	・道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とすること。	○	○	○	○	○
	・積み上げにあたっては、できる限り周辺の建築物の高さより抑えること。整然とした集積又は貯蔵とすること。	○	○	○	○	○
	・周辺の道路、公園等の公共の場所から容易に望見される場所については敷地内緑化等により遮蔽に努めること。	○	○	○	○	○
	・行為を行う敷地が、グスクなど地域を代表する景観資源の周辺にある場合は、景観資源の周辺は資源の雰囲気を変えないよう、付属設備等の高さ・配置等に配慮すること。	○	○	○	○	○
形態意匠色彩	・擁壁を築造する場合は、周辺との調和に配慮した形態及び材料とすること。	○	○	○	○	○
	・擁壁・法面を設置する場合は、緑化や斜面の分節化、自然素材の活用等により圧迫感の軽減と周辺景観への調和に配慮すること。	○	○	○	○	○
	・垣または柵を設ける場合は、できる限り石材などの自然素材、または生垣を使用すること。ブロック塀を用いて設置する場合は、高さを抑えたり透過性のあるものにするなど、圧迫感の軽減と周辺景観への調和に配慮すること。	○	○	○	○	○
	・行為を行う敷地が、グスクなど地域を代表する景観資源の周辺にある場合は、資源の雰囲気を変えないよう、形態・意匠や色彩に配慮すること。	○	○	○	○	○
	・石垣、カー、あしびなーなどの集落を構成する要素が敷地内にある場合は、できる限り従前のまま残すこと。	-	○	-	○	-
	・行為を行う敷地が昔ながらの集落景観が残るエリアの中にある場合は、できる限りそのエリアに伝わる伝統様式に基づくデザイン等を用いること。	-	○	-	○	-
	・地域の祭事等が行われる史跡、施設及び主要なルートの周辺にあたっては、祭りの環境に不可欠な石垣や樹木等をまもるなど、祭りの雰囲気づくりに配慮すること。	○	○	○	○	○



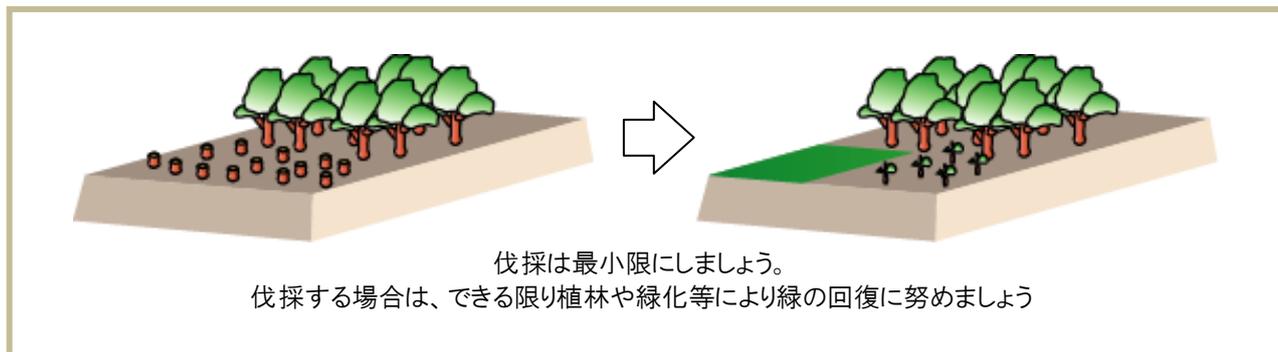


項目	基準	類型別の区分				
		海	緑	商	住	工
緑化 など	・緑地率 5%以上又は緑被率 10%以上とする。 (A:沿道系以外の商業地)	-	-	A	-	-
	・緑地率 10%以上又は緑被率 20%以上とすること。 (B:沿道系の商業地)	-	-	B	-	-
	・緑地率 20%以上又は緑被率 30%以上とすること。	○	○	-	○	○
	・緑地率及び緑被率に基づき緑化する場合は、できる限り道・公園などの公共空間側に配置し、緑の感じられる街並みを演出すること。	○	○	○	○	○
	・グスクロードに位置付けられた道路沿いの敷地は、道路に面する部分の緑視率を 15%以上とすること。	○	○	○	○	○
	・あやはしパールラインに位置付けられた道路沿いの敷地は、道路に面する部分の緑視率を 20%以上とすること。	-	○	-	-	-
	・法面は、緑化可能な勾配とすること。	○	○	○	○	○
	・敷地内の植栽にあたっては、地域の植生と調和した種類を選び修景すること。	○	○	○	○	○
	・敷地内に地域にとって重要な動植物の生息環境がある場合は、できる限り自然のままの状態を残すこと。	○	○	○	○	○
	・敷地内にある樹木等の植栽が地域の景観を特徴づけるものであったり、樹姿・樹勢の優れたものである場合は、できる限り保存し修景に活かすこと。 やむを得ず伐採しなければならない場合は、これに代わる植栽を行うこと。	○	○	○	○	○
	・海や河川沿いにあたっては、水辺周辺のうるおいのある空間をつくるため、できる限り水辺に面する部分の緑化に努めること。	○	-	-	-	-
・行為を行う敷地が、グスクなど地域を代表する景観資源の周辺にある場合は、資源の周りにおける植栽との連続性や調和に配慮した植栽の配置、樹種の選定を行うこと。	○	○	○	○	○	

<表中の「類型別の区分」の意味>「海」:海・河川、「緑」:緑・農地・集落、「商」:商業地、「住」:住宅地、「工」:工業・大規模施設用地  
 <表中書体の意味>ゴシック:数値基準、明朝:定性基準

## ⑤木竹の植栽又は伐採

＜基準のイメージ＞



項目	基準	類型別の区分				
		海	緑	商	住	工
緑化 など	・伐採は、最小限にとどめること。 伐採後は、できる限り植林などの代替措置を講じ、緑の回復に努めること。	○	○	○	○	○
	・敷地内の植栽にあたっては、地域の植生と調和した種類を選び修景すること。	○	○	○	○	○
	・法面は、緑化可能な勾配とすること。	○	○	○	○	○
	・敷地内に地域にとって重要な動植物の生息環境がある場合は、できる限り自然のままの状態を残すこと。	○	○	○	○	○
	・敷地内にある樹木等の植栽が地域の景観を特徴づけるものであったり、樹姿・樹勢の優れたものである場合は、できる限り保存し修景に活かすこと。 やむを得ず伐採しなければならない場合は、これに代わる植栽を行うこと。	○	○	○	○	○
	・行為を行う敷地が、グスクなど地域を代表する景観資源の周辺にある場合は、資源の周りにおける植栽との連続性や調和に配慮した植栽の配置、樹種の選定を行うこと。	○	○	○	○	○
形態 意匠	・擁壁を築造する場合は、周辺との調和に配慮した形態及び材料とすること。	○	○	○	○	○
	・擁壁・法面を設置する場合は、緑化や斜面の分節化、自然素材の活用等により圧迫感の軽減と周辺景観への調和に配慮すること。	○	○	○	○	○
	・垣または柵を設ける場合は、できる限り石材などの自然素材、または生垣を使用すること。ブロック塀を用いて設置する場合は、高さを抑えたり透過性のあるものにするなど、圧迫感の軽減と周辺景観への調和に配慮すること。	○	○	○	○	○

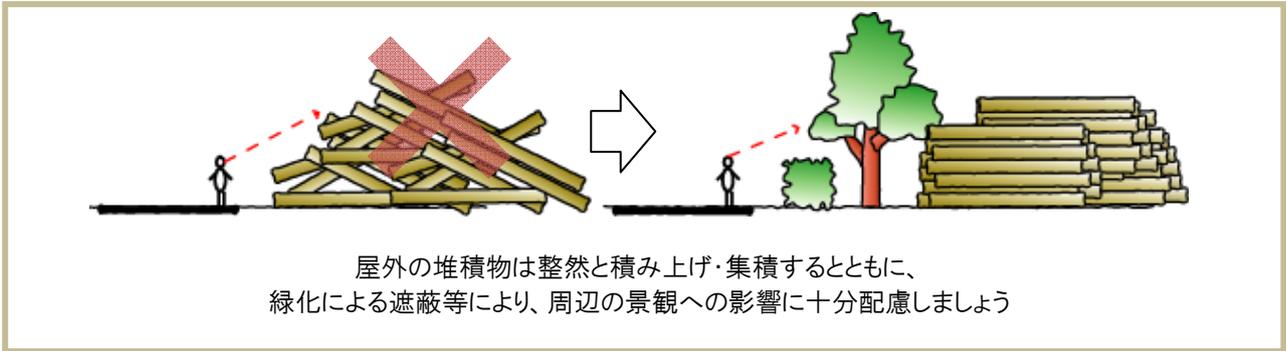
＜表中の「類型別の区分」の意味＞「海」：海・河川、「緑」：緑・農地・集落、「商」：商業地、「住」：住宅地、「工」：工業・大規模施設用地  
 ＜表中書体の意味＞ゴシック：数値基準、明朝：定性基準





## ⑥屋外における土石、廃棄物、再生資源等その他物件の堆積

<基準のイメージ>



項目	基準	類型別の区分				
		海	緑	商	住	工
高さ 配置	・道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とすること。	○	○	○	○	○
	・積み上げにあたっては、できる限り周辺の建築物の高さより抑えること。整然とした集積又は貯蔵とすること。	○	○	○	○	○
	・法面は、緑化可能な勾配とすること。	○	○	○	○	○
	・行為を行う敷地が、グスクなど地域を代表する景観資源の周辺にある場合は、景観資源の周辺は資源の雰囲気を変えないよう、付属設備等の高さ・配置等に配慮すること。	○	○	○	○	○
形態 意匠 色彩	・擁壁を築造する場合は、周辺との調和に配慮した形態及び材料とすること。	○	○	○	○	○
	・擁壁・法面を設置する場合は、緑化や斜面の分節化、自然素材の活用等により圧迫感の軽減と周辺景観への調和に配慮すること。	○	○	○	○	○
	・垣または柵を設ける場合は、できる限り石材などの自然素材、または生垣を使用すること。ブロック塀を用いて設置する場合は、高さを抑えたり透過性のあるものにするなど、圧迫感の軽減と周辺景観への調和に配慮すること。	○	○	○	○	○
	・行為を行う敷地が、グスクなど地域を代表する景観資源の周辺にある場合は、資源の雰囲気を変えないよう、形態・意匠や色彩に配慮すること。	○	○	○	○	○
	・石垣、カー、あしびなーなどの集落を構成する要素が敷地内にある場合は、できる限り従前のまま残すこと。	-	○	-	○	-
	・行為を行う敷地が昔ながらの集落景観が残るエリアの中にある場合は、できる限りそのエリアに伝わる伝統様式に基づくデザイン等を用いること。	-	○	-	○	-
	・地域の祭事等が行われる史跡、施設及び主要なルートの周辺にあたっては、祭りの環境に不可欠な石垣や樹木等をまもるなど、祭りの雰囲気づくりに配慮すること。	○	○	○	○	○

項目	基準	類型別の区分				
		海	緑	商	住	工
緑化 など	・緑地率5%以上又は緑被率10%以上とする。 (A:沿道系以外の商業地)	-	-	A	-	-
	・緑地率10%以上又は緑被率20%以上とすること。 (B:沿道系の商業地)	-	-	B	-	-
	・緑地率20%以上又は緑被率30%以上とすること。	○	○	-	○	○
	・緑地率及び緑被率に基づき緑化する場合は、できる限り道・公園などの公共空間側に配置し、緑の感じられる街並みを演出すること。	○	○	○	○	○
	・グスクロードに位置付けられた道路沿いの敷地は、道路に面する部分の緑視率を15%以上とすること。	○	○	○	○	○
	・あやはしパールラインに位置付けられた道路沿いの敷地は、道路に面する部分の緑視率を20%以上とすること。	-	○	-	-	-
	・周辺の道路、公園等の公共の場所から容易に望見される場所については敷地内緑化等により遮蔽に努めること。	○	○	○	○	○
	・敷地内の植栽にあたっては、地域の植生と調和した種類を選び修景すること。	○	○	○	○	○
	・敷地内に地域にとって重要な動植物の生息環境がある場合は、できる限り自然のままの状態を残すこと。	○	○	○	○	○
	・敷地内にある樹木等の植栽が地域の景観を特徴づけるものであったり、樹姿・樹勢の優れたものである場合は、できる限り保存し修景に活かすこと。 やむを得ず伐採しなければならない場合は、これに代わる植栽を行うこと。	○	○	○	○	○
	・海や河川沿いにあたっては、水辺周辺のうるおいのある空間をつくるため、できる限り水辺に面する部分の緑化に努めること。	○	-	-	-	-
・行為を行う敷地が、グスクなど地域を代表する景観資源の周辺にある場合は、資源の周りにおける植栽との連続性や調和に配慮した植栽の配置、樹種の選定を行うこと。	○	○	○	○	○	

<表中の「類型別の区分」の意味>「海」:海・河川、「緑」:緑・農地・集落、「商」:商業地、「住」:住宅地、「工」:工業・大規模施設用地  
 <表中書体の意味>ゴシック:数値基準、明朝:定性基準





## ⑦水面の埋立て又は干拓

<基準のイメージ>



水面の埋立て又は干拓をする場合は、できる限り自然の状態を残し、復元するようにしましょう

項目	基準	類型別の区分				
		海	緑	商	住	工
配置	・ 付属設備等の設置にあたっては、海や海岸への見通しに配慮した高さ・配置とすること。	○	○	○	○	○
	・ 行為を行う敷地が、グスクなど地域を代表する景観資源の周辺にある場合は、景観資源の周辺は資源の雰囲気を変えないよう、付属設備等の高さ・配置等を工夫すること。	○	○	○	○	○
形態 意匠	・ 護岸等の整備にあたっては、できるだけ石材等の自然素材と用いること。	○	○	○	○	○
	・ 擁壁・法面を設置する場合は、緑化や斜面の分節化、自然素材の活用等により圧迫感の軽減と周辺景観への調和に配慮すること。	○	○	○	○	○
	・ 垣または柵を設ける場合は、できる限り石材などの自然素材、または生垣を使用すること。ブロック塀を用いて設置する場合は、高さを抑えたり透過性のあるものにするなど、圧迫感の軽減と周辺景観への調和、水辺への見通しの確保に配慮すること。	○	○	○	○	○
	・ グスクなど地域を代表する景観資源の周辺は、資源の雰囲気と調和した形態・意匠、色彩を用いること。	○	○	○	○	○
	・ 地域の祭事等が行われる史跡、施設及び主要なルート周辺にあたっては、祭りの環境に不可欠な石垣や樹木等をまもるなど、祭りの雰囲気づくりに配慮すること。	○	○	○	○	○
色彩	・ 海などの水辺景観と調和した色彩を使用すること。	○	○	○	○	○
緑化 など	・ グスクロードに位置付けられた道路沿いの敷地は、道路に面する部分の緑視率を15%以上とすること。	○	○	○	○	○
	・ あやはしパールラインに位置付けられた道路沿いの敷地は、道路に面する部分の緑視率を20%以上とすること。	-	○	-	-	-
	・ できる限り従前の地形や砂浜、岩などの海の景観を代表する自然環境を残すこと。	○	-	-	-	-
	・ 敷地内に地域にとって重要な動植物の生息環境がある場合は、できる限り自然のままの状態を残すこと。	○	○	○	○	○
	・ 海や河川沿いにあたっては、水辺周辺のうるおいのある空間をつくるため、できる限り水辺に面する部分の緑化に努めること。	○	-	-	-	-

<表中の「類型別の区分」の意味>「海」:海・河川、「緑」:緑・農地・集落、「商」:商業地、「住」:住宅地、「工」:工業・大規模施設用地  
<表中書体の意味>ゴシック:数値基準、明朝:定性基準

## ⑧特別照明

<基準のイメージ>



光量、方向、配置、色などに配慮しつつ、夜景を効果的に演出しましょう

項目	基準	類型別の区分				
		海	緑	商	住	工
照明	・特定の対象物を照射するものであること。	○	○	○	○	○
	・対象物以外への照射は最小限とし、光源の照射角度を下げる、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。	○	○	○	○	○

<表中の「類型別の区分」の意味>「海」:海・河川、「緑」:緑・農地・集落、「商」:商業地、「住」:住宅地、「工」:工業・大規模施設用地

<表中書体の意味>ゴシック:数値基準、明朝:定性基準





### 3) 屋外広告物の誘導基準

- ・本市における屋外広告物の誘導基準を示します。
- ・良好な本市の景観をまもり、つくるためにも、屋外広告物を掲出しようとする事業者は、以下の基準に沿った節度ある広告物の掲出に努めてください。

#### ○場所

- ・グスクなど地域を代表する景観資源の周辺への掲出は控える。
- ・シンボル景観拠点や眺望景観拠点など主要な眺望点からの眺望を阻害する恐れのある場所への掲出は控える。
- ・横断幕の掲出場所は、できる限り集約し、無秩序な掲出を控えること。

#### ○大きさ

- ・必要最低限の大きさとし、できる限り小型化すること。
- ・設置する壁面や建築物等とのバランスを考慮し、広告物が大きくなり過ぎないようにすること。

#### ○形態・意匠等

- ・シンボル景観拠点や眺望景観拠点など主要な眺望点からの眺望を阻害しないよう、配置、形態・意匠、色彩等に配慮する。
- ・景観骨格軸沿道においては、沿道景観を阻害しないよう、配置、形態・意匠、色彩等に配慮すること。
- ・原色、蛍光色など派手な色彩の使用は控えること。
- ・激しく点滅する電飾等の使用は控えること。
- ・その他、地域特性に配慮し、周辺の景観を阻害しないよう、配置、形態・意匠、色彩等に配慮すること。

#### ○その他

- ・横断幕、立て看板、貼り紙等は、掲出期限がきたら速やかに撤去すること。

<基準のイメージ>



(景観に配慮した事例/那覇市)

派手な色彩は抑え、周辺の景観と調和するデザインにしましょう

<参考：沖縄県屋外広告物条例の制限の概要>

現在、屋外広告物の掲出等に関しては沖縄県屋外広告物条例に基づき規制・誘導されています。

■参考：現行の沖縄県条例における禁止と許可の対象（概要）

【禁止地域】

- ・用途地域の住居専用地域と風致地区
- ・県・国の文化財（建造物）周囲 50m 以内
- ・保安林、公共施設や病院の敷地
- ・高速道路、国道、主要地方道、県道
- ・主要幹線道路（主に自然地を通行する区間）から両側 300 m 以内
- ・主要ダム周囲 500m 以内
- ・自然公園内の海岸線から両側 300 m 以内
- ・空港および空港から展望できる 500m 以内

【禁止物件】

- ・交通施設（橋、トンネル、高架構造、擁壁、信号、道路標識、歩道柵等）、街路樹
- ・信号や標識の設置された電柱、外灯柱等
- ・消火栓、ポスト、電話ボックス、公衆便所等
- ・鉄塔、煙突、タンク
- ・銅像・神仏像、記念碑

【許可地域】

- ・主要幹線道路（主に郊外部を通行する区間）から両側 500m 以内
- ・市および指定町村（本島中南部町村＋本部町）

【適用除外】

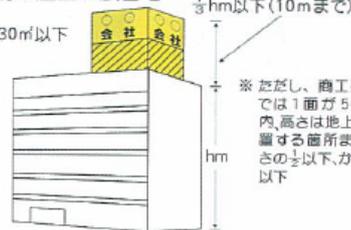
- ・管理用表示（面積上限あり）
- ・30㎡以内の自家用広告物（許可対象）

【許可基準（一部）】

広告塔

建築物の屋上の広告塔

1面が30㎡以下



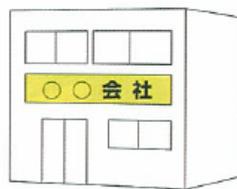
地上の広告塔

表示面積30㎡以下



広告板

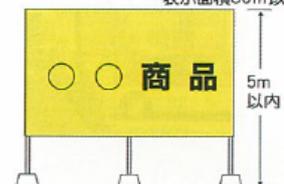
建築物の壁面の広告板



全体面積の1/3以下  
最大表示面積30㎡以内  
※ただし、商工系地域では全体面積の1/2以下、最大表示面積50㎡以内

地上の広告板

表示面積30㎡以内



突出広告

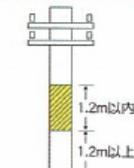
表示面積は、それぞれの面の合計が20㎡以内（1面の場合10㎡以内）

※ただし、商工系地域では合計40㎡以内（1面の場合は20㎡以内）



電柱広告

巻き付け又は直接塗付

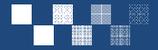


(出典：沖縄県景観形成ガイドライン/沖縄県)





## 6. 景観づくりのその他の方針



(良好な景観形成に関するその他の方針（第8条2の4、5イ～ニ））

### 1) 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

地域の個性を活かした魅力的な景観づくりのためには、市街地に点在する景観資源の保全と積極的な活用が重要です。そのため、景観計画区域内の建造物（建築物・工作物）及び樹木のうち、以下に示す項目に該当する良好な景観形成に重要な役割を果たすものについては、景観重要建造物及び景観重要樹木に指定し、維持・保全していきます。

- 地域のシンボリック存在となっているもの。
- 優れたデザイン性を有するもの。
- 市民に愛され親しまれているもの。
- 本市固有の歴史、文化、生活等が感じられるもので、景観形成上重要なもの。
- 歴史上・信仰上意味のあるもので、景観形成上重要なもの。
- 眺望の目標物であり、景観形成上重要なもの。
- 周辺景観の核となっているもの。
- その他市民からの申出によるもので景観上重要であると客観的に判断できるもの。



景観重要建造物のイメージ



景観重要樹木のイメージ

## 2) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲示する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物は、建築物や工作物の形態意匠等とあわせて、良好な景観形成を推進する上での重要な要素であるため、その表示又は掲出物件の設置に関する行為の制限を定めます。

屋外広告物の表示等にあたっては、「沖縄県屋外広告物条例」に基づき、地域の景観との調和が図られるよう誘導していきます。また、重点地区の指定など、地域特性に応じたきめ細やかなルールづくりを検討します。



屋外広告物のイメージ

## 3) 景観重要公共施設の整備に関する事項及び良好な景観形成に必要な基準

良好な景観づくりを進めるにあたっては、行政が先導的役割を果たすことが必要です。

そのため、景観形成上、特に重要な公共施設（道路・都市公園・河川等）を景観重要公共施設に指定し、関係行政機関・管理者との協議の上、景観整備を推進します。

（景観重要公共施設の指定候補）

■ 県道 16 号、海中道路・ロードパーク（伊計平良川線）、県道 75 号、県道 10 号



海中道路・ロードパーク



県道 16 号線(勝連城跡手前)



#### 4) 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

サトウキビ・ビーグ・キク・津堅にんじん・お茶の畑など、本市の農業振興地域にある農地は、良好な農業景観を形成しています。

こうした良好な景観を形成する農地について、景観と調和のとれた良好な営農環境を確保するため、必要に応じて「景観農業振興地域整備計画」の策定を検討します。



照間のイグサ(ビーグ)畑



兼箇段のキク畑

## 7. 景観づくりの推進に向けて



### 1) 市民、事業者等の景観づくりの意識醸成・活動推進のための仕組みづくり

#### ①景観に関する情報提供・意識醸成のためのきっかけづくり

市全域の景観形成を牽引するような自治会・市民・NPO・事業者等による優れた景観づくりの活動を奨励する表彰制度を創設します。

(例：優れた建築物・工作物・樹木、管理の行き届いている家、庭、樹木など)

また、市民等が景観について学び・理解を深めてもらうため、景観づくりに関するシンポジウム・学習会の開催や、子どもたちへの景観教育の実施、定期的なニュースの発行等による情報提供などに取り組みます。



景観賞を受賞した建築物(那覇市)

#### ②助成金等支援制度の創設

自治会・市民・NPO・事業者等の景観形成活動を発展させ、主体的に取り組みを支援するため、助成金等の支援制度の創設を検討します。

#### ③「景観デザインガイドライン」の作成

市民、事業者等が、市内で建築・開発行為等を行う際に、基準の内容について理解を深め、よりよい景観づくりのための創意工夫を促すための指針として「景観デザインガイドライン」を作成します。



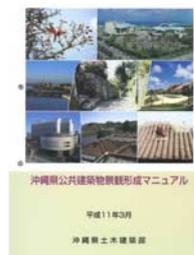
デザインガイドラインの事例

(左：沖縄県景観形成ガイドライン/沖縄県、右：“美ら島沖縄”風景づくりのためのガイドライン/沖縄総合事務局)

#### ④「公共施設マニュアル」の作成

都市の骨格となる公共施設は、本市の景観づくりを先導し、かつ、促進させる役割を果たすことが期待されます。

そのため、本計画の方針・基準に準じた公共施設のためのデザイン指針や、設計から工事・管理までの各段階において景観への影響を評価する「景観アセスメント」の概念を盛り込んだ「公共施設マニュアル」を作成し、公共施設の誘導を行います。



公共施設マニュアルの事例(沖縄県公共建築物景観形成マニュアル/沖縄県)



## 2) 地域特性に合った景観づくりの誘導方策

### ①地域・地区レベルの特性に合わせた景観づくりの推進

一般市街地において地区特性に合わせた市民の主体的な景観づくりを促進させるため、「景観まちづくり地区」制度を創設します。

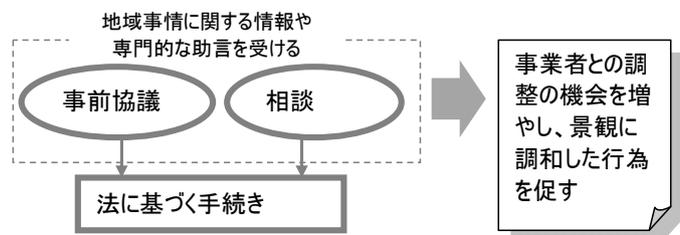
(「景観まちづくり地区」の制度イメージ)

- 地区住民が主体となって景観づくりに取り組む「景観まちづくり組織」の認定
- 景観まちづくり組織が地区住民の合意の元で作成したルールを、「地区景観まちづくりルール」として市が認定

また、地域特性に合わせた色彩を誘導するため、地域別色彩ガイドラインの策定を検討します。

### ②事前協議・相談制度の創設

地域の景観と調和した建築・開発行為等を促すため、届出対象行為について事業者と事前に協議できる制度や、事業者が行為を行うにあたり専門家等に相談できる制度を創設します。



### ③関連制度の活用

地区の景観特性に合わせ、景観地区などの関連制度を活用し、景観づくりの実効性を高めます。

(制度例)

- 建築・開発行為の規制・誘導に関わる制度：景観地区、地区計画、特別用途制限地区 等
- 緑の保全・創出に関わる制度：風致地区、緑化地域、特別緑地保全地区 等
- 歴史・文化の維持・保全に関わる制度：文化財保護法、歴史まちづくり法に基づく制度 等

### ④資源のデータベースをつくる

地域の特性に合った景観づくりを誘導していくためには、地域固有の景観資源を認識し、活用することが重要です。そのため、歴史的建造物・樹木・文化財・遺跡等をはじめとする各地域に存在する景観資源に関するデータベースを作成し、市民、事業者、行政間の情報共有に努めます。

### ⑤関係機関への協力要請

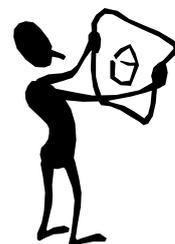
国、県等が実施する公共事業、及び電力会社等が実施する公益事業等については、市と共通の理念と目標を持って景観づくりを進めるよう、関係機関に対して協力を要請していきます。

### 3) 景観計画の実現に向けた行動計画の作成

景観計画の内容を計画的に実現するため、短期～中長期にわたる行動計画を策定します。

(景観計画策定後2～3年以内に取り組む主な事柄)

- 表彰制度、シンポジウム、景観教育など普及啓発に関する活動の実施
- 勝連城跡及び海中道路周辺地区(主に勝連城跡周辺)の基準づくり、公園事業の着手、まちづくり関連事業の実施
- 屋外広告物条例の委譲に向けた調査・検討の実施



### 4) 景観計画推進の体制づくり

#### ①主体ごとの役割

##### ■市民

- ・自らが景観づくりの担い手として、主体的に活動に取り組む。
- ・行政が行う景観づくりに関する施策・事業へ積極的に参加・協力する。

##### ■事業者

- ・個々の事業活動の中で景観づくりに努める。
- ・専門的知識・経験等を活用し、自らも景観づくりに参加・協力する。

##### ■行政

- ・景観行政の中心を担うとともに、市民・事業者・NPO等と連携を図りながら景観づくりを進める。
- ・景観づくりに関する市民の主体的な活動に対して支援を行う。
- ・景観づくりに関する情報提供等を行いながら、市民の景観づくりに関する意識醸成を図る。
- ・庁内の各分野と連携し、横断的に景観づくりに取り組む。
- ・関係機関との調整を図る(国・県への要請等)。

##### ■NPO等の各種市民団体

- ・それぞれの活動の中で積極的に景観づくりに貢献するように努める。
- ・市民・事業者・行政のつなぎ役を担う。

##### ■各種専門家

- ・専門的視点からのアドバイザーや活動のコーディネーター役を担い、より質の高い景観を誘導する。

##### ■景観整備機構

- ・景観づくりを行う主体に対して、知識を有する者の派遣・情報提供・相談等の援助を行う。
- ・管理協定に基づき、景観重要建造物・樹木の管理を行う。
- ・住民の合意形成に向けたコーディネーター役を担う。

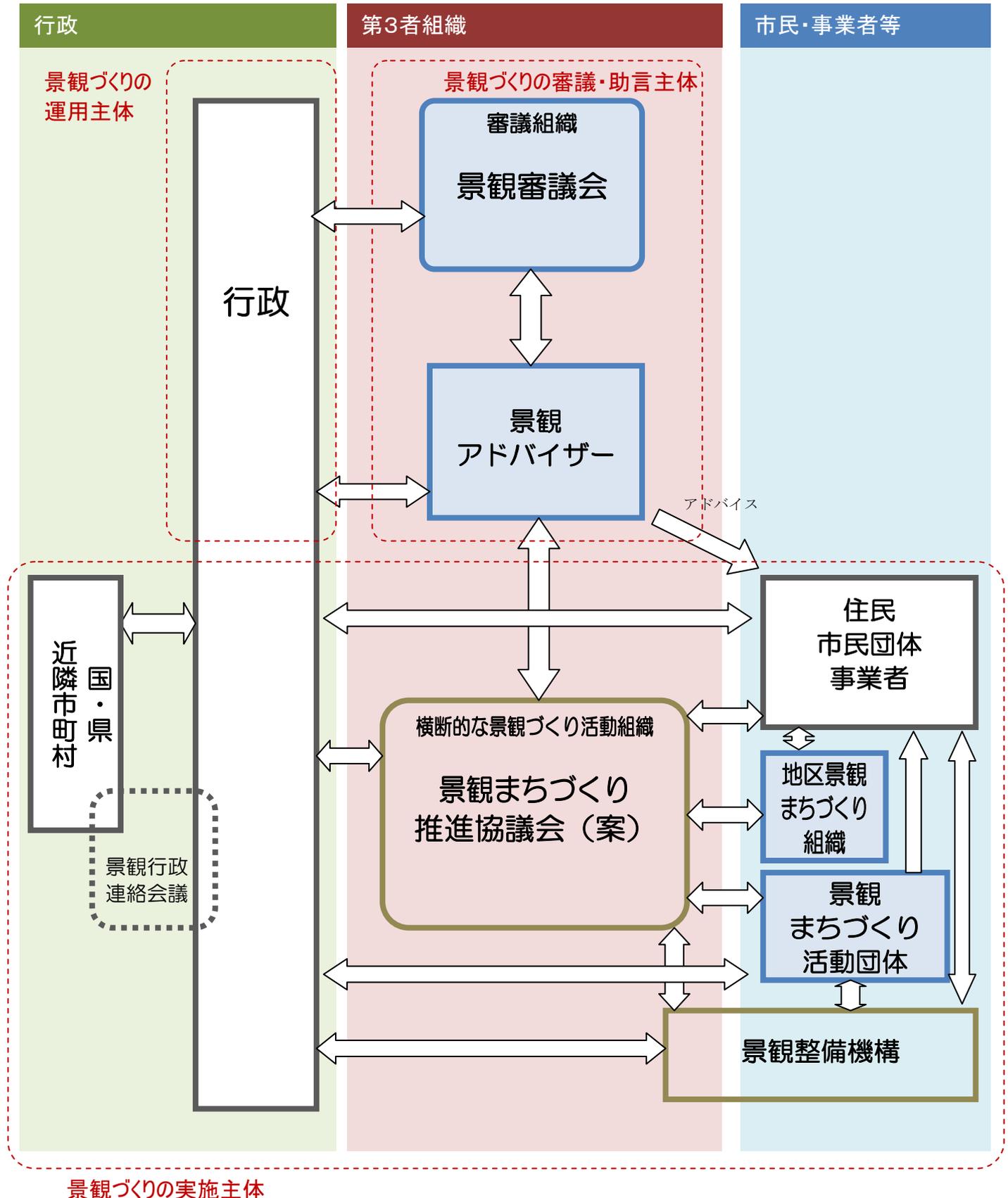




## ②推進体制（案）

【景観計画の実施体制】黄土色の枠青枠：条例に基づく組織  
(下図の組織の色分けの意味)

グレーの枠：景観づくりの主な主体、黄土色の枠：景観法に基づく組織、青枠：条例に基づく組織



# 参考資料

## 1) 用語集

### アガイティータ

東海岸に面する本市の特徴的な景観である「朝日」を指す方言です。

### あしびなー

遊ぶ庭、遊び場を指す方言です。

### ウタキ

拝み山・森(ムイ)、グスク、ウガン、オン、スク、などと呼ばれる聖地の総称のことです。集落形態から見るとウタキを含む集落包護林(クサティヌムイ)は、集落環境を安定させる空間的な機能を有しています。

### NPO

政府や営利企業と独立した存在として、各種の公益活動や市民活動を社会的使命(ミッション)の精神を尊重して行う非営利組織・団体のことです。Non-Profit Organizationの略。1998年、これに法人格を与え、活動を支援するための特定非営利活動促進法(NPO法)が成立しました。

### 沖縄県屋外広告物条例

良好な景観形成や風致の維持等を図るために、屋外広告物法に基づき、屋外広告物の表示等について沖縄県全体の統一された基準として定められた条例のことです。

### 屋外広告物

常時又は一定期間継続して、公衆及び屋外において表示される、看板・立て看板・広告塔・広告版等のことです。

### 屋上緑化

建物の断熱性や景観上の効果を得るために、屋上スペースにおいて、樹木や草花等を植栽することです。

### カー

湧水、井戸を指す方言です。

### 開発許可

都市計画法における開発行為に対する制度で、良好な市街地の形成と一定以上の宅地水準の確保を目的とした技術的基準や許可要件を定めています。

### 勝連城跡の保全に関する条例

本市の歴史・文化のシンボル、祖先から受け継いだ貴重な資産として、勝連城跡及びその周辺環境を保全するために制定された条例のことです。

### ガマ

洞窟、鍾乳洞を指す方言です。

### 協働

地域を市民にとってより良いまちにするという共通目的を達成するため、自立と対等を基本に、市民と市がそれぞれの機能の違いを活かし、相互に補完し役割を分担して責任を果たす活動する形態を指します。

### 近隣商業地域(近商)

近隣の住宅地で生活する住民のための店舗や事務所等の利便増進を図る地域のことです。市街化区域内の12に分かれた用途地域の中の一つです。

### 景観

主に視覚を通じて捉えた地域の姿であり、「目で見えるもの・景色・眺め」のことです。

### 景観アセスメント

「美しい国づくり政策大綱」(平成15年7月国土交通省)に位置付けられた景観検討システムの一つです。事業の実施主体が、事業の各段階において、事業実施により形成される景観に対し、多様な意見を聴取しつつ、評価を行い、事業案に反映する仕組みです。

### 景観行政団体

景観法に基づき景観行政を担う主体のことであり、都道府県知事との協議の上、その同意を得ることによって、地域の実情に詳しい市町村が中心的な役割を担うことができます。

### 景観重要建造物

景観行政団体の長が、景観法の規定により、景観計画区域内において指定した地域の景観上の核となるような建造物のことです。景観法の規定に基づき指定することにより、管理行為を除く現状変更には許可が必要となります。

### 景観重要公共施設

景観行政団体の長が、景観法の規定により、景観計画区域内において指定した景観上重要な公共施設(道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等)のことです。

### 景観重要樹木

景観行政団体の長が、景観法の規定により、景観計画区域内において指定した地域の景観上の核となるような樹木のことです。



## 景観地区

景観法において定められているもので、市町村が市街地の良好な景観の形成を図るために、建築物の形態意匠の制限を必ず定めることとされており、それ以外にも建築物の高さの最高限度または最低限度、壁面の位置の制限、建築物の敷地面積の最低限度、これらのうち必要なものを定めることができます。

## 景観農業振興地域整備計画

景観計画区域内の農業振興地域のうち、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図るために策定する計画のことです。

## 景観法

良好な景観形成を図るため、基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律のことです。

## 形態・意匠

建築物の高さ・形・素材などのことです。

## 建築物

家屋やビルなどの屋根や柱・壁のある工作物のことです。

## 建築面積

敷地面積のうち、建築物が建てられている範囲の面積のことです。

## グスク

沖縄、奄美諸島に数多くある史跡のことです。

## 工作物

土に接着して設置されたもののことです。代表的なものとしては、電柱や広告塔などが工作物です。

## 敷地内緑化

敷地内において、樹木や草花等を植栽することです。

## 視点場

景観を眺めるための立ち位置のことです。例えば、勝連城から本市の島嶼地域の景観を眺めた場合、自分の立っている場所が視点場となります。

## 商業地域(商業)

店舗・事務所等の利便増進を図る地域のことです。市街化区域内の12に分かれた用途地域の中の一つです。

## スージグワー

幅の狭い道(小道)を指す方言です。

## スカイライン

山や建築物などによって仕切られる空の輪郭・境界線のことです。

## 第一種中高層住居専用地域(一中高)、 第二種中高層住居専用地域(二中高)

第一種中高層住居専用地域が中高層の住宅の立地を認める住宅専用地域であるのに対して、第一種中高層住居専用地域は必要な利便施設の立地を認める住宅専用地域のことです。市街化区域内の12に分かれた用途地域の中の一つです。

## 第一種低層住居専用地域(一低層)

低層の住宅の専用地域であり、市街化区域内の12に分かれた用途地域の中の一つです。

## 地域森林計画対象民有林

都道府県知事が5年毎に策定する、森林の基本的な事項に関する10年計画(地域森林計画)が対象とする民有林のこと。

## 地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の建築形態、公共施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するために定められる計画。

## 築造面積

工作物の水平投影面積のことです。

## 眺望点

優れた遠い場所からの景観(遠景)を眺めることができる場所のことです。公園の展望台等が当てはまります。

## データベース

収集した情報を統合し、活用しやすいように整理したもののことです。

## 特定用途制限地域

都市計画法による地域地区の一つ(都市計画法第8条第1項第2号の2)です。用途地域が定められていない土地の区域において、その良好な環境の形成または保持のため、当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域、とされています。

## 土地区画整理事業

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のことです。

## 農振法

農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的として制定された法律のことです。

## 農用地

耕作、家畜の放牧、養畜の業務のために使用される土地のことです。

## 拝所

沖縄地方において、神をまつり拝む場所のことです。

## 風致地区

都市計画上の地域地区の一つ(都市計画法第8条第1項第7号)です。都市の風致を維持するために定める地区で、指定された地区においては、建設物の建築や樹木の伐採などに制限を加えることが可能となります。

## 壁面後退

敷地の周囲から一定の範囲内に建築物等がかからないように規制することです。

## 壁面緑化

建築物などの壁面において、樹木や草花等を植栽することです。

## 保安林

私たちの暮らしをまもる役割を果たしていることから、伐採や開発に制限がかけられている森林のことです。森林法に基づいて指定されています。

## 用途地域

都市計画法に基づき、目指すべき市街地像に応じて12種類に分類されています。各区分によって、建てられるものと建てられないもの、その規模の制限が法により詳しく規定されています。

## 用途地域未指定地域(未指定地域)

用途白地とは、都市計画区域の中を用途が指定されていない地域をいいます。用途地域の指定のない区域においては、「特定用途制限地域」を定めて、特定の用途の建築物の建設を制限できるようになりました。

## 緑地率

全敷地面積に占める緑地面積の割合のことです。平面的な緑の割合を把握するための指標です。

## 緑被率

緑地率と同様に、平面的な緑の割合を把握するための指標です。全敷地面積に対して緑で覆われる面積(樹木や壁面緑化、芝生などの敷地内の緑が完成形した時の面積で算出)の割合で示します。

## ルーバー

羽板(はいた)と呼ばれる細長い板を平行に組んで板状にし、取り付けたものことです。

## 歴史まちづくり法

城、神社などの歴史的な建物や町家、武家屋敷などのまちなみと、祭礼行事などの歴史や伝統を反映した活動といった地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを国が支援する法律です。

## 2) 写真の出典

- p 16 : 平安座島シヌグモーのクワディーサー (出典 : 与那城村勢要覧 (1992年1月)、日付不明)  
 p 38 : 東海岸の平安座島から昇る朝陽 (出典 : 景観まちづくりアンケートで市民から投稿いただいた写真、日付不明)

---

うるま市景観計画（原案）

平成22年11月

発行：うるま市 都市計画部 都市計画課

沖縄県うるま市石川石崎一丁目一番  
電話098（965）5620

---